

平成26年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 平成26年9月9日(火)

- 議長 三戸留吉 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより9月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。10番 伊藤敦朗君、11番 近藤美喜雄君を指名いたします。
次に日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。
1番 村井剛君
- 議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から9月定例会の日程・運営等について審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告を申し上げます。
去る、9月2日午前10時から、第1委員会室において当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例改正議案が1件、平成26年度補正予算議案が5件、八郎潟町過疎地域自立促進計画の策定議案1件、工事請負契約議案1件、決算認定7件、報告1件であります。また、請願・陳情は4件で、一般質問者は7名となっております。
本定例会の日程は皆さんに配付した資料のとおりであります。初日が町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、質疑、請願・陳情についてなどを行い、各常任委員会に付託いたしますが、一般質問並びに、その後の議案の深まることを期待し、初日の常任委員会は日程の確認に留め、議員個々の議案の検討時間に充てることといたしておりますので、よろしく願います。
2日目は、一般質問をおこない、終わり次第各常任委員会に入っております。
最終日は、午後3時から各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと討論・採決を行います。
本定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月18日までの10日間で行うことといたしております。
以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしく願います。
- 議長 三戸留吉 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から18日までの10日間と決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 三戸留吉 これより町長の行政報告に対する質疑を行います。確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに10日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔に願います。質問のある方は挙手願います。
はい、3番 金一義君
- 3番 金一義 1ページ目なんですけども、石塚地区の崩落、これは協議会の時も話したんですけども、まだどういう方法でやるのか、見通しはたないのですか。もう一つ、盃沢地区の崩落の規模、分からない方たくさんおると思いますので、願います。それともう一つ、浦大町地区の道路冠水地区の側溝改良、この3つを願います。
- 産業課長 加藤貞憲 金議員さんからのご質問の、石塚地区の県単事業、それから盃沢の農地災害について、ご説明させていただきます。
石塚地区の県単局所防災事業ですが、本日、秋田地域振興局森づくり推進課が来庁いたしまして、現地調査をして、工法についてどのようにするか、本日現地10時からの

予定となっております。

それから鹽沢地区の農地災害ですが、土砂量は150立米くらいではないかということで、現在着手しておりますが、現在は稲刈りの関係で車が出入りすることができるようにしてありまして、稲刈り後、側溝、農地含めて正規の処理をしていきたいと考えております。

建設課長 吉田久壽 金議員さんのご質問にお答えいたします。3箇所冠水した箇所がありますので、グレーチングの蓋を増やしたり、横断側溝、側溝の断面を広くするという計画を立てております。

議長 三戸留吉 他に、はい6番柳田君

6番 柳田裕平 6番柳田です。行政報告の3ページですが、駅前の情報交流拠点多目的施設のカフェコーナーのテナント募集に再募集となっておりますが、この見通し、或いは最悪の場合の状況をどのように考えておられるのかお知らせください。委員会が違いますので、お願いします。

総務課長 渡部博英 柳田議員のご質問にお答えいたします。カフェコーナーのテナント募集には、町内の方が2名、町外の方が1名、申請書を持って行かれました。応募の〆切が8月29日でしたけれども、10月の広報で再募集して、11月末までの応募期間にしたいと思っております。応募がない場合は、町内の方2名に対してこちらから呼びかけていきたいと思っております。

議長 三戸留吉 はい、他に、9番菊地君

9番 菊地文人 先程、柳田議員さんに関するのですが、カフェコーナーの関係で、いま11月の末までとありまして、町内の2名の方ということですが、その方に関して応募できなかった理由とか聞いているものですか。

総務課長 渡部博英 菊地議員のご質問にお答えいたします。その理由については、まだ聞いておりません。

9番 菊地文人 そうすればその2名の方に対して、もしその理由がうまく町政側の方で対応できるような理由であれば、対処した方がよろしいかと思えますけれども、もしこれができなかった場合は、県との整合性の中で何か問題があるものですか。

総務課長 渡部博英 菊地議員のご質問にお答えいたします。もし応募がない場合は、フリースペースということで、自動販売機を置いたり、くつろげるスペースに活用するということになるかと、思っております。

議長 三戸留吉 はい、他にございませんか。

なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。

次に、日程第4、議案第36号から日程第11、議案第43号までの8議案を、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、このように決定いたしました。議事日程については、配付している日程表のとおりでございます。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。

定例会会議日程資料7ページをご覧ください。

議案第36号 八郎瀧町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

本町消防団員の定数は現在107名ですが、団員数は74名であり、大幅な乖離があります。ここ数年の団員数の推移に鑑みれば、この定数を確保することは極めて困難であるため、適切な定数に改定するものであります。

また、消防団員の公務災害補償と退職報償金に関する事務処理が、秋田県市町村総合

事務組合で共同処理されているため、関係する条項を削除するものであります。

続きまして、各会計補正予算関係について、ご説明申しあげます。

補正予算書1ページをご覧ください。

議案第37号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算(第2号)について

歳入歳出にそれぞれ1億9,047万4千円を追加し、予算総額を30億4,275万5千円としております。

歳入の主なものは、13ページ、国庫支出金・民生費国庫補助金の保育緊急確保事業費補助金に250万円を追加しております。これは、八郎潟保育園の保育士等処遇改善臨時特例事業等に対し補助されるものであります。

農林水産業費国庫補助金の農業基盤整備促進事業費補助金1億3,999万9千円の追加は、東北農政局からの決定通知に基づくものであります。

県支出金・総務費県補助金の再生可能エネルギー導入事業費補助金に897万5千円を追加しております。これは、同事業の追加要望分であり、駅前施設へソーラー街路灯5基を新たに設置するものであります。

15ページ、繰入金・介護保険特別会計繰入金502万円の追加は、平成25年度分の実績に伴う精算分であります。

また、財政調整基金繰入金3,500万円の減額と繰越金の前年度繰越金29万1千円の減額は財源の組替によるものであります。

町債・臨時財政対策債657万1千円の追加は、起債発行可能額の確定によるものであります。

また、土木債・過疎対策事業債には、3事業分1,200万円を、17ページ、教育債・過疎対策事業債に、3事業分4,980万円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、19ページ、総務費・総務管理費の電子計算費には、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金として346万2千円を追加しております。これは、公金収納サービス、コンビニ収納サービス等、電算共同化2次調達分の負担金であります。

自治振興費・国民文化祭県民参加事業補助金60万円の追加は、本町の2団体が県から補助を受け国民文化祭の県民参加事業を実施いたします。町でも団体の活動を支援し、国民文化祭を盛り上げるために、1団体30万円を上限として補助するものであります。

また、企画費には街路灯設置工事費として、1,097万5千円を追加しております。これは、歳入の再生可能エネルギー導入事業費補助金でもご説明いたしました、駅前施設のソーラー街路灯5基の追加要望分897万5千円と、当初事業計画分の入札の結果、総務費・教育費ともに請負差額が生じていることから、総務費でソーラー街路灯3基を追加設置するため、教育費から不足額200万円を予算組み替えするものであります。

21ページ、戸籍住民基本台帳費の戸籍副本データ管理システムプログラム委託料に172万3千円を追加しております。これは、災害時における戸籍の正本及び副本の同時滅失等を防止するため、副本データを遠隔地に自動送信し、保管・管理するためのシステム構築及び改修費であります。

民生費・老人福祉費の介護保険特別会計繰出金は327万5千円の減額としております。これは、介護保険特別会計のニーズ調査の委託業務内容の変更等に伴うものであります。

23ページ、児童福祉費・児童措置費の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金203万3千円の追加は、私立保育所に対し、保育士の人材確保を進めるための補助金で、負担割合は、国3/4、県・町がそれぞれ1/8となっております。

衛生費・保健衛生総務費の社会保障・税番号制度システム整備委託料137万7千円の追加は、マイナンバー制度に対応するためのシステム環境整備委託分であります。

また、健康管理システムリース料25万9千円の追加は、現在稼働している健康管理システムでは、マイナンバー制度に対応出来ないため、新たに対応可能なシステムに入れ替えするものであります。

予防費の予防接種委託料には135万1千円を追加しております。これは、予防接種法の改正によるもので、乳幼児が対象の水痘ワクチン分が68万円、成人肺炎球菌ワクチン分が67万1千円であります。

25ページ、衛生費・清掃費の塵芥処理費には、男鹿市松木沢潟端線防雪柵設置事業負担金として、18万4千円を追加しております。

これは、八郎湖周辺クリーンセンターへの搬入路となっている松木沢潟端線で、冬期間、視程障害や吹き溜まりが発生し、運搬車両の通行に支障をきたしていることから、交通確保を図るため防雪柵を設置した男鹿市に対して負担するものであります。

農林水産業費・農業振興費の農地利用集積促進奨励金66万7千円の追加は、当初見込みよりも新規の利用権設定者が増えた事によるものであります。

また、農業基盤整備促進事業費補助金には、1億3,999万9千円を追加しております。これは、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備を行う農業者に対し補助する事業で、全額国庫で賄われます。

農地費の県営造成施設突発事故復旧支援事業補助金35万5千円の追加は、八郎潟土地改良区管内のパイプライン施設2箇所の漏水修理に伴うもので、総事業費の10%を町が補助するものであります。

27ページ、土木費・住宅管理費の修繕料162万円の追加は、町営住宅の修繕費が高んでおり、予算不足が見込まれるためであります。

29ページ、教育費・教育総務費・教育施設環境整備事業の小・中学校施設再生可能エネルギー等導入工事の200万円の減額は、総務費の企画費でご説明いたしました、ソーラー街路灯3基を追加設置するための予算組み替えであります。

中学校費には、体育館ワックス塗布業務委託料として175万円を追加しております。現在、体育館の床一面でワックスの剥離が見られ、体育の授業等に支障をきたす恐れがあります。現状を改善するためには、体育館の床を全て電動工具で研磨し、コートライン及びワックスを塗布する必要があることから、業者に作業委託するものであります。

また、生徒派遣費補助金には、今後の秋季大会関係費を見込み、65万円を追加しております。

31ページ、社会教育費の文化財保護費には歴史資料館改修工事費2,354万2千円を追加しております。これは、浦大町の農業集落排水処理場を歴史資料館に改修するもので、過疎対策事業債の対象としております。

なお、各項目に計上されている人件費については、32ページ「給与費明細書」に内訳ごとの総額を記載しております。特別職が12万4千円の減額、一般職は72万2千円の増額となっております。

以上が、一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第38号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

35ページ、歳入歳出にそれぞれ225万1千円を追加し、歳入歳出の総額を7億1,323万7千円としております。

歳入では、41ページ、繰越金・前年度繰越金に225万1千円を追加しております。

歳出では、保険給付費の出産育児一時金に210万円を追加しております。これは、当初予定していた人数より出産予定者が増えた事によるものであります。

また、保健事業費の総合健康診査奨励補助金には、15万円を追加しております。これは、人間ドック検診補助金の申請者数が当初予定人数を上回る見込みであるためです。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第39号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

43ページ、歳入歳出にそれぞれ20万円を追加し、歳入歳出の総額を6,474万5千円としております。

歳入では、47ページ、諸収入の保険料還付金に20万円を追加しております。これは、広域連合からの過年度分還付金であります。

歳出では、諸支出金・保険料還付金に20万円を追加しております。これは、所得の変更により、過年度分の保険料還付金が発生したためであります。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第40号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

49ページ、歳入歳出にそれぞれ160万円を追加し、歳入歳出の総額を3億3,196万2千円としております。

歳入では、53ページ、繰越金・前年度繰越金に160万円を追加しております。

歳出では、下水道費・公共下水道管渠築造工事費に160万円を追加しております。これは、管渠築造工事価格の値上がりにより、うたせ苑の工事費に不足が生じたためであります。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第41号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

55ページ、歳入歳出にそれぞれ700万円を追加し、歳入歳出の総額を7億8,641万6千円としております。

歳入では、59ページ、繰入金・事務費一般会計繰入金を327万5千円減額し、前年度繰越金に1,027万5千円追加しております。

歳出の主なものは、61ページ、介護保険運営協議会費の日常生活圏域ニーズ調査委託料を386万6千円減額しております。これは、当初ニーズ調査のアンケート作成・発送・集計など全作業を業者委託とし、429万8千円予算措置しておりましたが、高齢者へのアンケート調査のため実施方法を再検討した結果、報告書作成のみを業者委託とするものです。

なお、実施方法の変更に伴い、筆耕賃金に9万6千円、印刷製本費に11万5千円、通信運搬費に37万2千円をそれぞれ追加しております。

諸支出金の償還金利子及び割引料に525万5千円を追加しております。これは、平成25年度分介護保険給付の実績による精算で、国・県への返還金であります。

一般会計繰出金も同様で、昨年度の実績に伴う精算として、502万円を追加しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、会議日程資料9ページをご覧ください。

議案第42号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の策定について

過疎地域の自立促進に必要な対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成26年度から平成27年度までを計画年次とする過疎地域自立促進計画を策定するものであります。

資料10ページ

議案第43号 工事請負契約の締結について

秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業情報交流拠点多目的施設地中熱利用ヒートポンプ設備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八郎潟町条例第6号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。
始めに、議案第36号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 石井清人 4番石井です。この条例の改正については、3項目、2条・13条・14条のことなんですけども、私の考えを述べさせていただきます。
消防団員は、日常仕事を持ちながら、事あればいち早く現場に駆け付けて、身を挺して任務に当たります。現に三陸津波では、多くの消防団員が殉職いたしました。
私は、町民の安全安心を守るために頑張る消防団員というのは、非常に崇高な使命をもったものだと思っております。団員に報いるためにも公務災害補償と退職慰労については、目に見える形で条例に明記していることが、町の心として温かみのあることだと思います。なので削除しなくてもいいのではないかと考えております。若干、文言の手直しは必要なんですけども、そう思っております。
私の所属する委員会に付託されますので、ここでも同じ意見を述べたいと思っておりますので答弁は結構です。

議長 三戸留吉 他にございませんか。質疑なしと認めます。
次に、議案第37号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 伊藤秋雄 委員会が違いますので、教育課にうかがいます。補正予算の28ページから29ページ、200万の減額は、説明にありましてとおり、総務課の方にいくとのことですが、太陽光パネルの入札の結果でたものではないかなと思っておりますが、その点について説明をお願いします。

教育課長 渡部広保 伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。教育課関係の太陽光パネル設置工事につきましては、予算額37,000千円でございます。それに対して請負額が31,457千円となっております。受け差が約5,540千円でございます。その内の2,000千円を総務課の方の事業に充てるということで更正をしておりますが、その他3,000千円ほどまだ残っている状態ですが、工事がまだ終了しておりませんので、これ

につきましては工事完了後に更正をさせていただくという形になると思いますので、よろしくお願ひいたします。

7番 伊藤秋雄 いま課長から説明がありましたが、私もまだ3,542,840円が残っておりまして、感じております。恐らくこれは、県支出金で100%補助だと思います。そういった意味において、総務の方では幼小中の方にソーラーを3基付けるということですが、この予算ではまだまだできるのではと感じておりますので、なるべく返さないように使ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 三戸留吉 他に、はい5番 加藤君

5番 加藤千代美 補正予算書の25ページ、農業費の農業振興費、農業基盤整備促進事業費補助金139百万、これは昨年度、暗渠をやるための申込書をとった分ですね、再度申込書を取ったんですが、他の町村をみますと早く予算決定がされてますけども、なぜこれが9月まで延びたのか。

これを聞くのは、まさに稲刈りが始まって、暗渠をやる人は靱殻を準備しなければいけない。そういう状況になってます。そういう状況の中で、なぜ9月まで延びたのか、その理由を教えてください。

産業課長 加藤貞憲 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。7月に交付申請を、要望がありました農家の皆さまに送付しております。7月31日までに、交付申請の取りまとめをしております。その取りまとめをしたものを、また県を通して国の方に交付申請を行っておりますので、そういう申請の関係で遅くはなっております。ただ他町村は、本町よりも早く送付してるということ、いま議員さんからもお話しがありました。この点について、遅くなった点についてお詫びいたします。昨年よりは通知を早く出してありますけれども、実際そのような状況でありますので、大変申し訳なく思います。

5番 加藤千代美 事実関係が違うんじゃないの。7月1日から7月31日まで募集したのは、2度目の募集でしょ。この件については、前年度募集しているにもかかわらず、再度募集あったからやったんで、前年度募集したものと、7月31日まで募集されたものと、どう違うんですか。それを説明してください。

産業課長 加藤貞憲 27年度事業要項についても募集しておりますが、同じく7月8日発行で7月31日までに、26年度分の事業の交付申請を提出していただくように通知を差し上げております。

議長 三戸留吉 わかりましたか。よろしいですか。

5番 加藤千代美 ちょっと休憩してください。

議長 三戸留吉 休憩します。

(休憩)

(再開)

議長 三戸留吉 休憩以前に遡って開会いたします。
他にありませんか。

11番 近藤美喜雄 委員会が違いますのでお願ひいたします。

最初に19ページ、国民文化祭県民参加事業補助金、この関係でありますけども、町から2団体に対しての補助ですけども、もしできればその2団体はどんな団体で、どの程度の事業を行うものか、これが一つ。

それからもう一つは、農地費の関係で25ページ、ここに土地改良区関係の補助金がございます。土地改良区の施設が非常に老朽化して、このあと色々懸念されるわけでありまして、大変だなど思い理解しております。

ただこの後もどんどんこのような傾向が出てくるのかなと懸念されますけども、私これちょっとよくわからなかったんですけども、全体の1割355万某の事業だと思ひますが、これは町を経由しないでそれぞれいくものか、これちょっと教えていただきたいと思ひます。

あとは、町が決めた3団体の補助金なのか、3団体であるのかないのか、ただ単に町に要望されて理解を示した補助金なのか、その2点をお願いします。

総務課長 渡部博英 近藤議員のご質問にお答えいたします。今年秋開催されます国民文化祭で、県民参加事業として、本町の浦城の歴史を伝える会が「伝承浦の虎子踊り」を行います。それから、八郎潟文化村協議会による「雨ニモマケズ 朗読秋田大会イン八郎潟」を行う予定としております。

なお全体の事業についてですけれども、いま手元に資料ありませんので、後で報告したいと思います。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんの、県営造成施設突発事故復旧支援事業についてでありますけれども、この事業について県の補助事業要項にのっとりまして、県が3/10、町が1/10の負担率となっております。それで町がこの事業の負担に応じない場合、この事業に該当にならなくて土地改良区の全額負担ということになるわけで、町の方でこの負担率1/10について了承いたしまして、補助事業として土地改良区に支払をしております。

今年度の場合はこれからのことなんですけれども、場所としては昨年実施した箇所とだいたい同じになっております。

11番 近藤美喜雄 今の、町を経由しないでストレートで入るわけですか。

産業課長 加藤貞憲 県の負担分については、直接土地改良区に支払われることとなります。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑なしと認めます。議案第37号についての質疑を終わります。
次に、議案第38号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第38号についての質疑を終わります。
次に、議案第39号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第39号についての質疑を終わります。
次に、議案第40号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第40号についての質疑を終わります。
次に、議案第41号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第41号についての質疑を終わります。
次に、議案第42号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 加藤千代美 今回議会をやるにあたって、新しい「八郎潟町自立促進計画」が4日前に渡されたんですけれども、それをみる暇がなかったので、前の資料で一番最初に渡された、全員協議会の資料を基にして質問いたします。

この1ページ、基本的な事項の中に、うちのほうは法律が変わって過疎債の対象になりました。しかしこの資料をみますと、合併時からみるとそんなに人口が減ってないです。面潟と一日市が合併した人口というのは6,300人です。いま6,376人、先月の広報でいけば、わずか76人しか変わらないんです。それに比べて戸数が、いま2,493戸、前は1,100戸くらいです。そんなに人口が変わってないんですよ。これはそのあと努力した結果だと思うんですね。この資料の3ページをみると、平成2年から平成7年の5年間で384人の減となっているんです。その理由を教えてください。

それからこれは、産業絡みの減少だと思うんですが、この資料の4ページの中に平成17年から22年にかけて生産人口が大幅に減ってきております。その理由等はどうか、その間の時代的背景とか、そういうものをしっかりと分析したのかどうか。その辺を教えてください。

それからこの資料の7ページ、財政の状況なんですけど、平成24年度をみると義務的経費と投資的経費が少ないんですよ。その中でなぜ過疎債を充用しなければいけないの

か、その辺の理由を教えてくださいなければ有り難いと思います。

総務課長 渡部博英 加藤議員のご質問にお答えいたします。今回新たに自立促進計画を議会の皆さまにお示ししておりますけれども、これにつきましては、人口推移等、精査して出しております。

今回、過疎指定にあたっては、国の法律の基準が変わりまして、当町が過疎指定となっております。加藤議員が言われます平成2年から平成7年の人口の減少につきましては、分析はまだしておりません。過去産業別の就業人口につきましては、第1次産業の減少が著しくなったということございまして、昭和35年には56%、平成22年には11%と大幅に減少していることなどがあげられます。

なお、7ページの義務的経費、投資的経費は、自立計画に基づきまして建設費等かなり抑えておりましたので少なくなっております。

5番 加藤千代美 私がいま7ページについて聞いたのは、義務的経費と投資的経費が伸びていない、このデータをみると。そういう中で、なぜ過疎債に頼らなければいけない財政を行わなければいけないか、ということ聞いています。

町長 畠山菊夫 過疎債に頼らない行政を行うというよりも、過疎債は有利なものだと思っております。有効に使う手段としてこれからも使っていくよ、という考えであります。財政をよくすることが専決だろうと思って、私もなかなか建設事業を行わなかったんですけども、必要なものはやってきたつもりでありますし、必要でないものは控えてきたつもりでございます。以上でそういう風な結果が出たと思っております。

それから、合併した当時から人口が減ってないとはどういうことでしょうか。

5番 加藤千代美 この資料みてください。この資料1ページで合併した時は、6,300人です。そして全体戸数が1,100戸です。先月の統計によれば、人口が6,376人世帯数が2,493戸です。それで聞いてるんです。過疎債の適用も法律が変わったために対象になったんだろうけども、まだ建て直す機会が十分にある。

そこで町長にお聞きしますけれども、過疎債の第1条にどういうことが書いてあるかわかりですか。今の答弁とは違うような気がしますが、これ一般質問で質問しようと思ったんですけども、過疎債の適用というのはそういうものじゃないんじゃないですか。この法律の第1条は。これは明日、一般質問いたします。

議長 三戸留吉 他にありませんか。
質疑なしと認めます。議案第42号についての質疑を終わります。
次に、議案第43号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第43号についての質疑を終わります。
只今から、各会計の決算認定の議案を上程しますので、佐藤代表監査委員から出席していただきます。暫時休憩いたします。
(休憩)
(佐藤代表監査委員入場)
(再開)

議長 三戸留吉 会議を再開いたします。
日程第12、認定第1号から、日程第18、認定第7号までの7議案を各常任委員会に付託する関係上、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 続きまして、各会計決算について、ご説明申し上げますが、常任委員会で十分審議されると思いますので、ここでは、主な事項についてご説明しますので、ご了承願います。

認定第1号 平成25年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要を、ご説明申し上げます。

決算書の154ページをご覧ください。実質収支に関する調書により、歳入総額が3

5億1,472万1,557円、歳出総額が31億8,484万2,269円、歳入歳出差引額は3億2,987万9,288円であります。そのうち、1億1,374万3,042円が繰越額であり、実質収支額は2億1,613万6,246円となっております。

3ページ、歳入の概要ですが、町の自主財源である町税は、総額5億317万3,335円で、前年度比1.9%、およそ924万円の増額となっております。調定額に対する収納率については、90.0%と前年度比0.8%の増となっております。

主要財源の地方交付税は、15億8,761万6,000円で、前年度比1.0%、およそ1,506万円の増額となっております。また、普通交付税の代替財源の臨時財政対策債は、1億2,055万3,000円で、前年度比10.3%、およそ1,386万円の減額となっており、地方交付税と合わせますと、およそ120万円の増額となっております。

国庫支出金は、「社会資本整備総合交付金事業」や繰越事業の農業体質強化基盤整備促進事業、えだまめ共同利用施設整備事業などにより、前年度比24.4%、およそ7,319万円の増額となっております。

町債は、県振興資金を借り入れした「未来づくり協働プログラム事業」と「湖東総合病院建設費補助金」分の影響で、前年度比215.3%、およそ2億8,934万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、義務的経費の、人件費、扶助費、公債費は、前年度比で2.5%、およそ2,785万円の増額となっております。

投資的経費は、普通建設事業で「社会資本整備総合交付金事業」や「未来づくり協働プログラム事業」の用地取得・移転補償費などが大きく影響し、前年度比429.1%、およそ3億8,943万円の増額となっております。

その他の経費、これは、物件費、補助費、積立金、貸付金、繰出金等ではありますが、前年度比7.4%、総額でおよそ1億2,408万円の減額となっております。

積立金につきましては、25年度から26年度へ繰越いたしました、未来づくり協働プログラム等の翌年度へ繰越すべき一般財源の影響により、対前年度比33.7%、1億1,306万円の減額となっております。

実施事業の概要につきましては、面湯線のバス路線廃止に伴い、平成25年4月1日から、面湯線区域住民の交通手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの試験運行を開始し、平成26年3月31日現在の登録者数は72名でした。

秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業では、駅前に図書館・子育て支援・交流機能を有する情報交流拠点施設建設のため、用地取得・物件移転補償などを実施しております。

湖東総合病院建設事業補助金として、厚生連に対し、建設事業費の20%を関係4町村で補助しております。負担額については、協定書に基づき、均等割・人口割・利用者割・地元割により算定しております。

灯油購入助成事業では、原油高騰に伴い、灯油価格が上昇し、町民の生活に影響を与えていたことから、町民税非課税世帯を対象とし、購入費助成を実施いたしました。

「緊急雇用創出事業交付金活用事業」では、浦城跡周辺観光案内育成事業と、図書館機能整備事業を実施いたしました。

繰越明許費の「えだまめ共同利用施設整備事業」では、JAあきた湖東が実施した、えだまめ共同選果場の施設整備に対し、補助金を交付しております。補助財源は全額国庫で賄われ、共同選別施設の能力増強が図られました。

空き家対策といたしまして、町条例に基づき、特に危険で緊急措置が必要と認めた13区の焼失建物について、行政代執行で解体作業を実施いたしました。

これら、決算数値による各項目の比率等では、経常収支比率が83.1%で前年度比0.8%増、公債費比率が8.3%で前年度比0.3%増となっております。また、地方債の同意基準を定めたもので、過去3年間の平均数値であります、実質公債費比率は、11.1%で、前年度対比1.0%減となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第2号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

190ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が8億4,602万8,466円、歳出総額が7億751万1,792円、歳入歳出差引額が1億3,851万6,674円となっております。

歳入の概要ですが、157ページ、国民健康保険税が1億5,741万1,492円

で、調定額に対する収納率は、前年度を1.9%上回る78.4%であります。
国庫支出金や療養給付費等交付金は、歳出に見合った額が歳入となっております。
一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、3,240万578円と前年度比で、
およそ188万円の減となっております。
次に、歳出の概要ですが、161ページ、保険給付費では、療養諸費が4億744万
4,995円で、前年度比でおよそ2,268万円下回り、保険給付費全体でも前年度
比6.6%、およそ3,205万円下回っております。
以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第3号 平成25年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。
206ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が6,565万7,707円、
歳出総額が6,534万4,949円、歳入歳出差引額が31万2,758円となって
おります。
歳入の概要ですが、193ページ、後期高齢者医療保険料が、4,059万4,75
0円、一般会計繰入金は、2,371万9,470円となっております。
次に、歳出の概要ですが、195ページ、後期高齢者医療広域連合納付金として6,
196万1,120円、一般会計繰出金が132万4,337円となっております。
以上が八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第4号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。
222ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が3億5,677万7,79
8円、歳出総額が3億5,068万9,830円、歳入歳出差引額が608万7,96
8円であります。そのうち8万1,000円が繰越額であり、実質収支は600万6,
968円となっております。
歳入の概要ですが、213ページ、使用料は7,178万6,620円で、前年度比
12.3%、およそ784万円の増となりました。
また、調定額に対する収納率は、受益者負担金が前年度比16.1%減の26.2%、
使用料が前年度比0.6%減の94.2%となっております。
一般会計からの繰入金は、1億3,553万6,000円で、前年度をおよそ548
万円下回っております。
215ページ、町債では、下水道整備事業債として、公共下水道事業費、流域下水道
事業及び建設利息償還債分として、6,360万円、無利子の県振興資金貸付金を活用
し、民間資金6件の借り換え分として7,500万円、総額1億3,860万円を借り
入れております。
次に、歳出の概要ですが、217ページ、公共下水道費の工事請負費では、公共下水
道管渠築造工事費として、未普及地域への管布設を行い総額866万1,450円を支
出しております。県が事業主体となっている流域下水道事業負担金には149万8千円、
219ページ、下水道維持管理費では、総額で4,577万1,122円、起債償還金
の公債費は、総額で2億8,621万2,783円で、うち7,513万3千円が、歳
入の町債でも説明いたしました、県振興資金による借り換え分であります。
以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第5号 平成25年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。
232ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が4,371万9,675円、
歳出総額が4,148万299円、歳入歳出差引額が223万9,376円であります。
229ページ、歳入の概要ですが、一般会計からの繰入金は4,098万円で、前年
度比、2,122万7千円の増額となりました。
次に歳出の概要ですが、231ページ、管理費が2,052万9,938円で、これ
は、集落排水処理施設の管理費と小池・浦大町処理場の機能廃止に伴う、水槽の埋め戻
し及び設備の撤去工事費であります。公債費は2,095万361円となっております。
以上が農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第6号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。
はじめに保険事業勘定ですが、268ページ、実質収支に関する調書により、歳入総

額が8億457万5,181円、歳出総額が7億7,232万6,975円、歳入歳出差引額が3,224万8,206円であります。

歳入の概要ですが、235ページ、保険料は、1億1,659万8,650円で、調定額に対する収納率は97.9%でありました。

次に歳出の概要ですが、237ページ、総務費では、認定審査会共同設置負担金等を含め、総額で1,364万2,708円、また、保険給付費では、総額で7億1,733万4,280円となりました。

次に、介護サービス事業勘定は、278ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が266万3,080円、歳出総額が254万7千円、歳入歳出差引額が11万6,080円であります。

歳入歳出の概要は、271ページ、介護予防給付費収入として257万6,960円、支出として繰出金254万7千円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第7号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について

決算の概要をご説明申し上げます。

286ページ、平成25年度の純利益は、前年度比、およそ576万円増額の1,879万5,818円となりました。

291ページ、収益勘定の水道事業収益では、給水収益が1億4,250万7,730円と、前年度比、およそ541万7千円の減額となりました。

292ページ、水道事業費用では、営業費用が1億945万6,035円と前年度比、およそ1,022万円の減額となっております。

293ページ、営業外費用では企業債利息が1,174万3,837円と前年度比、およそ79万円の減額、水道事業費用総額は、1億2,128万9,774円となっております。

294ページ、資本的支出として、建設改良費、企業債償還金で総額4,187万7,173円となっております。

以上が上水道特別会計収入支出決算の概要であります。

以上、平成25年度各会計決算の概要をご説明しましたが、よろしくご審議の上、認定くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 次に、監査委員による監査の報告を求めます。

代表監査委員 佐藤國雄 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。
始めに、認定第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 加藤千代美 認定第1号の決算書の中身なんですけど、先程監査委員からの指摘にもありましたけれども、不納欠損が一般会計と国保で15,000千円くらいあります。これに対して監査委員の報告では、一層努力しなければいけない、と謳ってますけれども、町としてはどういう対策をとったのか、教えていただきたい。

税務課長 落合智 加藤議員にお答えいたします。収納率でいきますと、昨年と比較して若干上がってますけれども、方法については、臨戸徴収の強化を図ったということがありまして、その効果が現れたのではないかと思います。後は県の滞納整理機構への協力によります収納については、昨年度については実施に至っておりません。これにつきましては、滞納者との納税相談をしている部分については、滞納整理機構への移行はできないということとでありまして、個々の滞納者に対する相談についてを強化したということでございます。

5番 加藤千代美 不納欠損については、法律では5年で不納欠損になります。そうするとこれは、去年もそうですけれども、不納欠損が増えるということは、一般の住民にとっては非常に負担になると思います。公平感がないという観点になります。その際に、滞納している方に対して面談をしているという話でしたが、具体的な例を申し上げますと、不納欠損をはかっているある市の住民なんですけど、年金まで差し押さえられたんです。ただし法律では生活資金である年金は、全額差し押さえすることができないということになってます。その場合にその市では、計画的にいくらかでも納めなさいという指導をなさっているん

です。そういうことをやるために、従来でありますと納税貯蓄組合というのがあって、分割システムの中で納めるシステムがありましたけれども、今は法律改正があったのかどうか分かりませんが、それが無いような状態です。そういう中に於いて町では、ただ個人と面談をして徴収するという方法をとっているのか、その辺を具体的に教えてください。

税務課長 落合智 納税相談ということで行っておりまして、分納という形で、それこそいくらかでも、というような形でいただくように相談をしております。

5番 加藤千代美 そうすると分納していきますと、不納欠損額の額について5年なった場合に、不納欠損として認められますか。それとも一旦納めてしまいますと、そこから5年間さらに発生するという解釈でよろしいですか。

税務課長 落合智 更に5年間ということになります。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑なしと認めます。認定第1号についての質疑を終わります。
次に、認定第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第2号についての質疑を終わります。
次に、認定第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第3号についての質疑を終わります。
次に、認定第4号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第4号についての質疑を終わります。
次に、認定第5号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 金一義 監査委員の現地視察を明記してありますけれども、浦大町は再利用される予定で、小池の場合ですけれども、今後検討されると書いてますけれども、話は色々聞いておりましたけれども、これは話が進展しなかったのかどうか、今後の検討課題になっているのか、そこら辺詳しく教えてください。

建設課長 吉田久壽 小池処理場の後処理の関係ですけれども、まだしっかりした方針は決まっておりません。

3番 金一義 そうすると、土地改良云々という話が出ておったようですけれども、これは年度内に決めるのか、それとも時間の猶予があるのか、そこら辺町としてはどのような解釈なのか。

建設課長 吉田久壽 土地改良区の方から買いたいという申し出がありますけれども、その中で色々整備をしていただきたいということがありますけれども、町としてはそれについては、まだ検討中ですので回答はしておりません。

議長 三戸留吉 他にありませんか。
質疑なしと認めます。認定第5号についての質疑を終わります。
次に、認定第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第6号についての質疑を終わります。
次に、認定第7号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第7号についての質疑を終わります。
これにて、認定議案に対する質疑を終わります。
ここで佐藤代表監査委員より退席していただきます。ご苦勞様でした。

暫時休憩します。

(休憩)
(佐藤代表監査委員 退席)
(再開)

議長 三戸留吉 会議を再開いたします。
次に、日程第19、報告第3号 平成25年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成25年度八郎潟町水道事業会計経営審査についてを上程いたします。
提出者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料18ページをご覧ください。
報告第3号 平成25年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成25年度八郎潟町水道事業会計経営審査について
財政健全化法第3条第1項・第22条第1項の規定により別添の「平成25年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を議会へ報告します。

議長 三戸留吉 報告第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。報告第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第20、請願・陳情についてを上程します。お手元に配付しております請願・陳情は、請願2件、陳情2件であります。
受理番号11号12号の請願に対する紹介議員は、北嶋賢子君です。北嶋議員の説明を求めます。

8番 北嶋賢子 議席番号8番 日本共産党の北嶋賢子です。請願が2件出されました。その紹介議員となりましたので、受理番号11番と12号の趣旨の説明を行います。
受理番号11は、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願でございます。

受理番号12は、政府による緊急の過剰米処理を求める請願でございます。

11、12ともに、農民運動秋田県連合会 鈴木万喜夫委員長より提出された請願であります。紹介議員となりましたので、両請願の趣旨の説明をいたします。

受理番号11、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願です。

請願趣旨、「規制改革会議答申」を受けて、政府が「骨太方針2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」は、日本の農業だけでなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねません。

この「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国」をつくる成長戦略の一環として、日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業の儲けのために開放しようとするもので、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提言しています。

農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農民の意見表明の場を奪うこととなります。農業生産法人の要件緩和と合わせ、企業の農地取得に道を開くことにつながります。

また、JA中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している農協の役割をないがしろにするもので、労働者の雇用にも重大な影響を与えます。

この方向は、企業の儲けのために、自主的に運営されるべき協同組合の存在を否定することであり、ICA（国際協同組合同盟）会長も、「協同組合の根本的な原則に攻撃を加えている」と批判しています。この攻撃は農協にとどまらないでしょう。

いま、食糧危機が心配されるなか、将来にわたって安全・安心な食料生産・供給を担い、環境と調和できるのは家族農業であり、国連も今年を国際家族農業年としているのです。農業政策の基本を、企業の参入・進出に置くのではなく、家族農業を基本として、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティーの維持、協同組合を発展させることこそが重要だと考えます。

請願項目として、2項目あがっております。11号ですけれども、8月1日に行われました「米価対策共闘会議」のトラクター、軽トラでのデモ行進に、農協でも職員を派遣してきました。JA湖東は、5名の職員が参加しました。農協への解体攻撃に対して、

事は本当に深刻です。事の深刻さがわかると思います。民主党からの代表もデモに参加しました。農業委員会、農協ともにこれまで果たしてきた役割、特に今年は国際家族農業年です。家族経営の小さな農家を支えてきたのも農協です。農業委員会、農協ともに私たちには無くてはならない大切な組織です。守り発展させるための請願でもあります。

続きまして受理番号12です。政府による緊急の過剰米処理を求める請願です。

2014年産は、宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4,000円程度下回る12,000円台」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとの、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するならば、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ担い手層の経営への打撃は計り知れないものがあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない状況にあります。

そもそもこの間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の「食料・農業・農村政策審議会食料部会」で、今年6月末の在庫が2年前に比べて75万トも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

主食の米の需給と価格の安定をはかるのは、政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。

このような請願でございます。請願12は、昨日、一昨日、東京に行って来ました。福島県から南はもう稲刈りが始まっていました。今年の仮渡金は1俵9,800円と聞きましたが、7,800円という声も出ています。ところが前年の米の仮渡金が高かったために、今年は1俵から500円もバックするような話も出てきました。数年前、我が家は30万円のバックでした。

米価が急落した上に、100万円もバックとなると、大きな農家は頭を抱えています。今ある過剰米を早急に処理することの請願でございます。

以上、11号、12号を駆け足で説明いたしました。よろしく願いいたします。

議長 三戸留吉 提出された議案等並びに請願・陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
事務局長から委員会室を報告させます。

5番 加藤千代美 その前に、議長よろしいですか。

議長 三戸留吉 はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 審議に入る前に、資料の要求をしたいと思います。
先程、税務課長に申し上げましたが、5年で時効になる滞納繰越金について、今まで5年間の実績の中で、何名の方が不納欠損に陥ったのか、それについて相談すると、その時点から不納欠損でなくなるということなので、その5年間の実績を教えてください。
また仮に、不納欠損が生じたことについて、なぜそのようになったかを資料として提出してもらいたい。
もう一つ、教育委員会にですが、過去5年間に進学率の状況、何処の学校に何人入っているのか、状況資料を提出お願いしたいと思います。できれば、所得格差は分からないと思いますが、階層が分かれば階層に分けてお知らせください。

議長 三戸留吉 担当の課長よろしいですか。資料の方お願いします。
そうすれば局長から委員会室をお願いします。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。

議長 三戸留吉 これより常任委員会を開いていただきます。10日、水曜日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(午後0時15分)

平成26年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第2日目 平成26年9月10日(水)

議長 三戸留吉 おはようございます。
ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問を行います。最初に5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美 5番 加藤であります。一般質問を行います。
通告しております、議員報酬の日当制について
最近の新聞を見ると、「アベノミクスで日本は失われた自信を取り戻した。この勢いで我々は今後も成長しなければならない。」政府が6月に閣議決定した骨太の方針は、そんな決意を伝えています。
しかし、日本の人口は、2008年をピークに減少に転じ、2100年にはピーク時の4割になるとの予測もあります。物を買う人も税金を納める人も急激に減る、手をこまねいては成長どころか縮小スパイラルに陥ってしまう。そこに至っては、もはや回復は困難、骨太よりも危機感のにじむ文言が踊っております。いったいどうするのか。
子どもを産んでもらえるよう、あらゆる政策を動員する、高齢者や女性にも働いてもらおう、企業は絶え間なくイノベーションをおこし、過疎化する地域は集約化を進めるとあります。
このような問題を解決する時に、例えばイノベーションを例にとると、物によっては専門の知識人の知恵を借りたり、あるいは大学に相談するなどして、解決を図るのが上等手段と考えている、という記事が載っております。
では我々自治体は、今のようなたくさんの問題が発生した時に、議会の最も基本である、学生時代に学んだ「広く会議を興し、万機公論に決すべし」という議論の機会を数多く持つことによって、事にあたるべきと考えるのでありますが、どうでしょうか。
また当町議会においては、今から何年前に福島県の矢祭町を視察に行ったと聞いております。矢祭町では、様々な問題を取り上げ議論を深め、かかる議案の早期解決をみるために通年議会を開催し、議員報酬も日当制にしていると伺っております。
私もこのように変化の早い時代には、通年議会を開催すると同時に、議会議員の数も多くし、たくさんの議員から色々な意見を出していただいて議論を深めることが、町の発展に繋がるものと思います。
また、議員報酬も日当制にすることにより、議員活動が町民の前に赤裸々に写ることから、どこかの議員のようにテレビの前で泣いたり、偽りの証言をするという状況も生まれないのではないのでしょうか。
議員報酬を決めるにあたっては、当町で勤務する商店街、公的機関、団体等の日当等を勘案して、それこそ第三者機関等を設置して決定していただく等を考えてはどうでしょうか。
これが第1の質問であります。
2つ目の質問であります、過疎債の活用についてであります。
過疎地域自立促進特別措置法の第一条には、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格有る国土の形成に寄与することを目的とする、とあります。
この法律を読むと、いかに自立を図るかということが書かれていて、自立を図るための政策には手を貸しますよと解釈いたしました。
しかし、先日の全員協議会で渡された資料をよくみると、従来から話されている内容を羅列しているだけで、先が見えないものとなっているような感じが否めないであります。
例えば産業であるが、いま国では農地中間管理機構を使って、認定農家と見極めるものについては、農地の集約を図るべく事業を推進するとあります。しかし町の資料には、

生産基盤の整備と合わせて集落営農を維持し、経営規模の拡大や高収益作物作りの普及を図るとなっているが、高収益作物とは何か。経営規模の拡大をどのように推進するのが見えない。しかも、今般配付された資料を見ると、町民の所得を上げる振興策が見えない。だいたいがインフラ整備とか、前に議会で議決したものに対する予算、起債額の振り替えのような感じがいたします。

いま町民が行政や議会に期待しているものは、町の限りある予算を有効に活用し、町民が豊かになる政策を施すことではないでしょうか。その中に、過疎に指摘されたことに生まれた過疎債の有効活用があると思うのですがどうでしょうか。

更にこの法律の第3条第3項に、教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること、とあるがこの場合の教育の振興を当局はどのように考えているのか。

また配付された資料を見ると、給食費に過疎債が使用されているが、過疎債を使用しなければ給食に援助できないくらい、町の予算が急迫しているのか。今後も過疎債を使用して給食の無料化を図っていくのかお伺いします。

町長 畠山菊夫

加藤議員のご質問にお答えいたします。

平成23年3月定例会において、議員発議により設置された八郎潟町議会改革特別委員会では、八郎潟町議会基本条例制定に向けて、議員定数・議員報酬・費用弁償なども協議の対象とし検討しております。また、検討にあたっては、議会初の試みとして町民アンケートを実施しております。

委員会は15回にわたり開催され、議員報酬については、現下の社会情勢や町民の意見を踏まえ、13%の減額とし、議会・委員会出席の際支給されていた半日当は従来から廃止の意見もあり、検討の結果全日当を含めて全ての日当を廃止しております。

平成26年2月に開催された、特別職報酬審議会では、議員報酬についても審議され、県内町村の中で最も低い水準であることから、引き上げの意見と職務日数から見た現在の報酬額の水準は町民の理解が得られず、引き下げもやむを得ないとの意見の両論がありました。現下の社会情勢を考慮し、町民からの理解を得られるものとして、現状維持で結審しております。

加藤議員の言われる日額制については、全国の町村では福島県矢祭町が日額3万円の日額制を実施しておりますが、本町においては、議員の皆様の活発な議会活動を支えるため、また、次世代を担う若い人たちが政治に参画するためには、最低でも現在の報酬が妥当だと考えております。

なお、議会基本条例では、議員定数、議員報酬の条例改正案は、改正理由の説明を付して議員が提案するものとしております。

次に、議員報酬を低くして議員数を多くするということではありますが、議員定数についても、議会特別改革特別委員会で議論されており、検討した結果、報酬を削減したうえで、定数は現状の12人としております。県内各町村の議員数を考慮しても、現在の議員数が妥当ではないかと考えております。

なお、議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならないと考えております。

次に、過疎債の活用についてのご質問ですが、今まで、国・県の補助対象事業とならない様々な事業については、町単独事業として実施してまいりました。この度、過疎地域指定を受けたことにより、過疎対策事業要件に該当する事業について、財政上特別措置がある過疎債を充当することができるようになりました。

過疎債を活用するには、先般開催した議会全員協議会でもご説明しましたが、過疎地域自立促進計画に盛り込んでおくことが必須条件であります。

今年度の過疎対策事業は、ハード分とソフト分に分かれますが、ハード分については、これまで町単独事業で取り組んでいる事業や新規事業で財政的に大きな負担を要する事業を中心に引き上げ、また、ソフト分については、町村毎に発行限度額があり、本町の発行限度額は、約3千6百万円ありますが、学校給食助成事業を中心に引き上げております。

なお、過疎債は特別措置があるとはいえ、借金に変わりありませんので、該当事業の費用対効果を十分精査し、過疎債を有効活用できるよう進めていきたいと考えております。

次に、過疎債を利用して、どのように町の発展を図ろうとしているのかとのご質問ですが、過疎地域自立促進特別措置法第12条に規定する過疎地域自立促進特別事業については、その成果・効果が将来にわたって持続・拡大し、地域の課題解決に寄与するとともに、地域の自立促進に向けて様々な仕組みを革新していくような取り組みで、主体

的かつ創意工夫に富んだ仕組みづくりを行うことに努めるとともに、事業の位置づけや、事業内容、期待される効果等を具体的に明らかにし、実効性の高いものとなるようにしなければなりません。

町では、人口減少対策、若者の雇用対策、定住促進対策、少子高齢化対策など、様々な課題を抱えておりますが、過疎債を活用した創意工夫による新たな積極的施策を実施することにより、過疎地域からの自立を目指したいと考えております。

なお、町の将来構想につきましては、平成27年度が最終年度となる第5次基本構想の成果を十分検証し、平成28年度からの第6次基本構想及び過疎地域自立促進計画で新たな町づくりの指針を示すこととなりますが、本町が有する豊かな自然、伝統文化などの地域資源、恵まれた広域交通網等の地理的条件を活かし、安心して暮らせる活気あふれるまちづくりをして行かなければならないと考えております。

5番 加藤千代美 教育の振興のことについては、触れてませんでしたけれども、これについても後で答弁願います。

先程、町長が言われました過疎債の適用第12条については、ほとんど施設の内容でございます。私が聞いているのは、施設というよりも具体的な産業振興というのは、どのようにしてやっていくかを聞いておるのであります。確かに町長がおっしゃったように、特別措置法第12条の22項までは、ほとんど施設の中身です。これは本当に過疎地域と指定された距離的なもので、公的機関に適用するもの、例えば道路、火葬場、公民館、消防施設、そういうものが離れている施設については過疎財源としてこういうものを行いますということを中心に規程しているわけです。

私はインフラについては八郎潟町は過疎地域になってないと思うわけで、むしろ産業振興について過疎債の使い道を考えた方がいいのではないかと、それはこの法律の中でも書いてあります。この法律の第5条の第7項、ここにその中身が書かれているわけです。その事を私は聞いているんです。どういう具合にして産業振興とかをやっていくのか。インフラ整備については、先程申したように八郎潟町は過疎に値するようなどころがないんじゃないかと、こう思いますけれどもどうでしょうか。

それからさっき言った教育振興の中で、給食費に過疎債を使っているという話がありましたけれども、学校教育法、教育振興法、こういうものと絡み合わせていくと、果たしてこの給食費に過疎債を充当することが適当であるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 過疎債の使い道に関しては、産業に関するもの、例えば今回であれば、歴史文化振興事業として予算にして25,360千円ほど置いてますけれども、これは90%くらい該当になります。県とすり合わせして、色々使えるもの使えないもの、色々精査してきましたけれども、今回補正予算にあげているものとして、学校給食も99%くらいになります。

それから幹線水路点検調査、そしてまた町民体育館の耐震調査、これらもほとんど100%充当になります。

先程も言いましたとおり、うちの方には限度額があります。来年度以降も色々すり合わせしながら、使えるもの、使えないもの、あるわけでありましてけれども、今まで町単事業でやれなかったことが、そういうものに過疎債を適用しながら、今後産業に向けるということもあるわけでございます。そういう意味で有効に使うことが、今回の過疎債の一番良い所だと思っております。

色々昨日から加藤議員さん議論されておりますけれども、人口は減っております。そういうことで過疎地域指定になったわけでございます。そういう意味では、いらぬという考えがどこからくるか、わかりませんが、有効に使っていくのが私たちの考えであるということを示していきたいと思っております。

教育についてはご質問ありませんでしたので、次回でもご質問ください。

5番 加藤千代美 町長、訂正願いたいと思っております。私、過疎債はいらぬとは言っていないですよ。せっかくいただいた過疎債を有効活用する、これが基本ですよ。これ私申し上げてます。昨日のお話の中から、皆さんから出された資料で言いたかったのは、その昭和の合併の時に2,300人の人口であったものが、今現在では2,337人です。その過程の中で経過が色々あって人口が8,000人にもなったし、戸数が増えている。これ非常に喜ばしいことなんですけれども、過疎債の適用する利率が変わったことによって指定を受けたわけです。人口が2,300人から延びていった経緯というのがあるわけです。そういうものをしっかり分析した上で判断してください、ということ言ってるわけです。私は別にそれを否定している訳ではないですよ。だから過疎債を有効に使って町民の所

得を上げていくためにはどうしたらいいかということをお伺いしてるわけであって、何も否定しているわけではないです。そこが一つ。

それから給食費について過疎債を使用するということは、今後も、給食費は過去3年間継続してますよね。来年以降もあるとすれば、過疎債を充当していくのですか。その点を最後にお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 最初に、2,300人から増えたとは、どの数字なんでしょうか。ちょっとわかりません。

5番 加藤千代美 あ、ちょっと休憩してもらえませんか。

議長 三戸留吉 はい、休憩します。

(休憩)

(再開)

議長 三戸留吉 再開します。

5番 加藤千代美 数字について私間違えましたけれども、この数字については、八郎潟町過疎地域促進計画の数字に基づいて話してます。昨日もこれ話したんですが、合併したとき6,300人、そして世帯戸数は1,100戸、色々な変遷を経て2,493戸、人口が6,376人となってきたわけです。その間に8,000人となったこともあったし、ここから出発するにあたっては、やはり延びていった経緯がありますから、

議長 三戸留吉 休憩前、町長の答弁でしたから、その続きを。

町長 畠山菊夫 もう一度聞きますが、世帯数1,100戸というのは、どこからの数字ですか。

5番 加藤千代美 ちょっと休憩してください。

議長 三戸留吉 休憩します。

(休憩)

(再開)

町長 畠山菊夫 給食費については、先程答弁しましたが、アンケート調査をしました。その結果の内容というのは、議員の皆さまにもお知らせしております。それを踏まえて私の考えは、来年度以降も学校給食費無料化、これを進めていきたいと思っております。そして、過疎債が該当になれば過疎債で充当していきたいと思っております。以上でございます。

5番 加藤千代美 はい、わかりました。

議長 三戸留吉 加藤議員に言うておきますが、矢祭町にはうちの議会は行っておりません。講師から矢祭町の状況を聞いております。そのことをお願いします。

議長 三戸留吉 これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
次に、6番 柳田裕平君の一般質問を行います。

6番 柳田裕平 今回の私の質問は、2つのテーマでお尋ねをいたします。

1つは、ふるさと納税制度について、2つ目が、スーパー台風・ゲリラ豪雨という名前で呼ばれておりますが、その対策についてということで質問をいたします。

1番の、ふるさと納税制度につきましては、3月定例議会でも取り上げておりますが、いま一度質問することにいたしましたので、重複するところもあろうかと思っておりますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最近の新聞・テレビ等での報道では、ふるさと納税制度で、各自治体の中で色々な贈答品サービスで寄付額を伸ばしていることを紹介する内容が出ております。参考までにその内容を近隣市町村や県内外のいくつかの自治体が行っているサービスの例を紹介いたします。

その前に、平成25年度、秋田県と県内25市町村の寄付総額は、約1億1千万円、件数にして261件でございました。これは、前年比、寄付金額で約1.3倍、件数で

約3倍であったことも報道されておりました。

そこで贈答品サービスの例であります。我が町は3月の定例会での答弁では、町広報1年間郵送しているということで、今後は、ちゃんばちグッズを考慮いたします。という答弁でございました。そのとおり進んでいると思いますが、五城目町は5千円以上の寄付で、ふるさと便をお贈りしておるはずでございます。大潟村が1万円以上の寄付で、有機米5kgを郵送しているはずでございます。それから潟上市は1万円以上で贈答品、美郷町は5千円以上で粗品程度の記念品を贈っておる。大館市は一番大幅に増加しているところではありますが、特産品を送っており、内容を詳しく説明すると、寄付者は大館市出身が1割、居住経験のない人が9割でございます。

なぜこういう現象かと申しますと、きりたんぼや曲げわっぱなど、全国で有名な特産品がいただけるというようなことがあります。大館市の考え方として主な目的は、地元企業の振興と物産のPRにあるという風に言っております。また贈答品相当額の金額ですが、寄付額が1万円から2万円で、平均4千円程度の品物をお送りしているということだそうでございます。

また全国に目を向けますと、奇抜なアイデアもございました。和歌山県田辺市というところがございますが、ここは梅漬けの名産だそうで、梅漬けの樽詰めを、お裾分け用の小分け容器を付けて送るそうです。ということは、いただいた方が近所にお裾分けできるというアイデアだそうです。また、長野県の阿南町は、町で米作り農家を支援して「ふるさと納税用米」を作らせているということもございます。

それからもう一つ、我が町と規模が違いますが、北海道の東川町は公共宿泊施設での1週間無料体験宿泊、この真の狙いは寄付者の移住促進であるそうです。こういうアイデアで色々考えてやっておるということもございます。

また一方、政府では、地方重視の姿勢を強調する狙いで、ふるさと納税制度を2015年から拡充する方針を固めたという内容の報道もありました。これは8月8日の新聞の報道でございます。その内容は1つは税金が軽減される寄付の上限を2倍に引き上げる。今までは住民税の約1割を上限としておったが、来年度からは約2割を上限とする方向である。これが1つ。

もう一つが、関連手続きを簡素化する。これは寄付の利用者が確定申告をする際に、寄付した自治体の領収書を添付しておったというのが今まででございますが、来年度からは寄付を受けた自治体が、領収書を国を含めた関係先に送付するという簡素化になります。これも納税者が増える可能性があるのではないかとということでもあります。

以上、様々な取り組み例と政府の方針を紹介いたしました。物でつって寄付を募るのはおかしい、といった節もございますが、むしろ制度を活用するより、より前向きな取り組みであり、私は寄付と善意を後押しする工夫があっても良いと思います。

また参考までに、8月20日の魁新聞の「声の十字路」という欄に、ふるさと納税についての投稿記事がありました。ちょっと読ませていただきたいと思います。

北秋田市の77歳の男性でございます。「先日、本欄にふるさと納税のさらなる充実を望むという投稿があり、私も一言言わせてもらいたいと思った。3人の子どもたちは全員県外で暮らしているが、盆や正月には孫も連れて帰郷し、夏は森吉山登山に温泉巡り、冬はスキーなどを楽しむ。だが帰ってくるたび人口減少や過疎化、秋田内陸戦の存廃問題、阿仁スキー場の閉鎖など、ふるさとが抱える問題を目の当たりし、とても心配している。このため娘の夫が地域発展に役立ててほしいと、北秋田市にふるさと納税をした。だが、届いた礼状は素っ気ないものでとても残念であった。大館市などは、地元の特産品を送るなどの心遣いで納税額も増え、地元業者のためにもなっているようだ。北秋田市でも、ふるさと納税者と親しみのある関係を築き、納税額の増加に努めてもらいたいと思う。」という投稿記事でございます。

この記事を見て今回の質問に取り上げることにしたのですが、そこで本町の贈答品サービスとして、例えば産業振興の意味でマガモを使うとか、あるいは八郎湖産の佃煮、また先程の例にありました、八郎潟町環境保全米というのがありますので、これをふるさと納税のサービス用に使えないのか、と考えました。その他にも、できれば地元商工会会員の取り扱いしている商品を考えたらどうか、という風に考えております。

それからもう一つ提言ですが、駅前ふれあい事業での、図書館へのふるさと納税文庫を開設して寄付を募るのはどうでしょうか。そこで質問でございます。3月定例会での答弁では、本町への寄付額が、平成24年度1,050千円、件数で9件、平成25年度1,610千円、件数で8件とのことでした。平成26年度の寄付金額は8月末現在でいくらになっているかお答え願います。

もう一つ、PRや贈答品サービスについては、他自治体がどのようなアイデアで実績を伸ばしているのか、寄付者からの口コミでのPR効果は期待できないのか、あるいは

また、地元産業の振興にも繋がるような方法がないのかなど、色々な面からの再検討を望みますが、町当局のお考えをお尋ねいたします。

続きまして2つ目のテーマでございます。スーパー台風・ゲリラ豪雨対策について。

昨年の9月に、本町浦大町地区で災害が発生しております。また、この8月にも崖崩れのような小さい災害がありました。スーパー台風・ゲリラ豪雨という呼び名で、全国各地で想定外の土砂災害や洪水災害が発生しております。これは人ごとではなく、本町周辺でも多数の人命に関わる大災害が発生する可能性があることを前提として、早急に対策を検討することが必要であると考えます。

そこで具体的に土砂災害、洪水災害に分けて質問をいたします。

第1点、土砂災害でございますが、昨年の本町浦大町の土砂災害以降、本町議会では何度か災害復旧と本町の防災対策についての質疑がございました。その中で町当局の答弁では、浦大町地区災害の教訓を活かすべく、今後の対応として防災計画の見直し等、十分に検討いたします。という風になっていたと理解しております。

集中豪雨は予測が困難と言われておりますが、先般の広島市の土砂災害では、判断する広島市側の不手際による避難勧告の遅れが、人命被害を大きくしたのではと報道され、避難勧告は空振りしてもよいから早めにする方がよいとも言われておりました。そこで、検討することになっておりました本町での防災計画の見直し作業の進捗状況はどうなっているのか、お答え願います。

2つめは、地域住民の不安を解消するには、日頃から住民と対話するなどの接点を大事にしていくことが必要であると考えますが、町当局として昨年の9月以降に三倉鼻、真坂、浦大町地区、各住民との連携を図るために、どのような周知徹底がされてきたのかお答え願います。

3つめが、本町の土砂災害警戒区域以外でも危険なところがあるのかなのか、また地域住民の聞き取りなど、独自の調査を行っているのかお答え願います。

以上3点、土砂災害についてです。

それから、馬場目川堤防の決壊等による洪水災害について質問をいたします。

最近ですが、馬場目川周辺の住民から豪雨で水嵩が増すと、堤防の決壊や濁流が堤防を越えてくるのではと考えて夜中に眠れない、そして堤防の安全性についても町当局に聞いていただきたいという声がありました。

そこで私も最近の状況から、住民に安心感を与える事が必要であると考えて質問をいたします。

1つめが、県としては堤防の強度、亀裂土砂崩れなどの調査を行っていると思いますが、最近の調査はいつ行われたのか、そしてその結果がどうであったのか、併せてお答えを願います。

2つめとして、馬場目川周辺の川崎、上昼根、家ノ後、一日市、下川原地区住民には、最近の洪水災害の報道等により、不安感が増していることは事実でありますので、土砂災害と同様、町当局として地域住民との連携や、災害対策の周知徹底など、どのように考えているのかお答え願います。

3つめ、堤防周辺の排水路での詰まり現象、逆流などで洪水が何度も発生しておりますが、現在は消防ポンプ車で水を吸い上げるなどの対応で凌いでいるが、中長期的な対策をどのように考えているのかお答え願います。

4つめですが、人命に関わることでありますので、今後の対応として町職員も常に堤防の巡回などを行い、その現場の状況を把握して、県との連絡を今まで以上に密にすることが必要であると思いますが、町当局はどのように考えているのかお答え願います。

以上、4点の内容でございます。よろしくお願いたします。

町長 畠山菊夫

柳田議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成26年1月から8月までの本町へのふるさと納税の寄付額は、7件で47万5千円となっております。

寄付額を伸ばしている他自治体の対応策も参考にして再検討される考えはないかのご質問ですが、3月定例会で柳田議員の一般質問で、県内で25市町村のうち、ふるさと納税で特産品等を贈答している市町村は9町村と答弁しておりましたが、いま柳田議員おっしゃったとおり、現在は11市町村となっております。

本町では、ふるさと納税者へ、翌年の1年間「八郎潟広報」を無料で送付するサービスを行っております。ふるさと納税は、1月から12月の1年間の寄付金のうち、2千円を超える部分について、一定限度額まで、所得税と合わせて全額が控除されます。本町でも、他市町村の成功事例を参考に、平成27年4月からふるさと納税していただいた方に何らかの記念品の贈呈を検討したいと考えております。

次に、土砂災害についてですが、近年、ゲリラ豪雨や台風による大雨で、土砂災害が全国各地で発生しております。本町においても平成25年9月18日の集中豪雨により、浦大町地区で民家の裏山で土砂崩れが発生しております。このような状況下で被害を最小限に食い止めるために、避難勧告や避難指示の発令、そして、住民への災害情報提供の周知徹底を迅速にすることが重要となります。これらを踏まえ、大災害が発生するおそれが高まった場合に、最大限の警戒を呼び掛ける、気象庁が発表する「特別警報」や「土砂災害警戒情報」、「大雨警報」、「記録的短時間大雨情報」などの災害気象情報を総合的に判断し、住民の生命を守るべき対策を地域防災計画の見直しに反映して参ります。

また、地域防災計画の見直し作業については、現在、策定作業を進めておりますが、平成26年3月に修正のありました秋田県地域防災計画との整合性を図る必要があることから、県の助言を受け、本町防災会議で審議して、来年3月の議会定例会に示したいと考えております。

なお、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断が、非常に難しい昨今の異常気象について、県と市町村によるワーキンググループを設置し、発令基準等の策定を進めていることから、これらも参考に今後活かして参ります。

土砂災害危険区域に指定されている、浦大町地区、真坂地区、三倉鼻地区の住民へは、土砂災害発生後、県と合同で「土砂災害危険箇所の住民周知」説明会を開催し、土砂災害警戒情報や避難勧告、自主避難の重要性、土砂災害の前兆現象などを説明、周知を図っております。

また、この3地区へは、県で土砂災害に関する住民への呼び掛けとして、平成26年度中に看板を設置することにしております。今後も機会あるごとに災害に対する認識を高めるため、住民への周知説明会を計画的に開催して参ります。

また、「土砂災害警戒区域」以外の調査についてですが、独自調査は行っておりません。今後は、異常気象による想定を越えた災害が発生することも考えられることから、危険区域以外の周辺住民も含めた土砂災害に対する認識を深める必要があると考えております。

次に馬場目川の洪水対策についてですが、大雨の際の馬場目川の水位については、五城目町の久保水位観測所の水位により、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位の段階ごとに24時間体制で県が町へ伝達することになっているほか、インターネットでも水位状況を確認することができます。町では、水防団待機水位の段階で、町職員が巡回等を行い警戒態勢をとっております。避難勧告、避難指示の発令については、氾濫危険水位を超えた場合、氾濫想定区域周辺の馬場目川の水位、浸水区域の状況、気象庁が発表する大雨情報等を総合的に判断して発令することになります。住民への情報の周知は、防災行政無線、町広報車、防災ネット八郎潟、エリアメール、テレビ局へテロップの依頼をするなど迅速に情報を提供し、避難するよう呼び掛けます。なお、浸水想定区域住民へは、説明会等を計画的に開催するなど周知して参ります。

また、馬場目川の堤防の調査の件ですが、秋田県は地震が発生し、津波の影響する堤防について、耐震診断の調査を実施しております。仮に地震が発生し、津波は馬場目川を遡上するとは想定しておらず、洪水に対する調査は実施しておりませんが住民の情報やパトロール等で堤防の保全について努めていく考えのようです。

中長期的な対策についてですが、県では、上流からくる外水についての対策に主眼をおいているため、内水氾濫対策については考えていないので各自自治体で対応してもらいたいという考え方のようです。排水機場の強化等で、街や農地の被害軽減に努めるほか、土砂の堆積も洪水の要因となることから、以前から要望している馬場目川の浚渫を河川を管理する県に引き続きお願いして参ります。

以上でございます。

6番 柳田裕平

いずれ人命に関わることでありますので、十分気を付けて対応していただきたいというのが私の感想でございます。また、土砂災害等の対策では、スピード感を持ってやることも必要であろうかと思えます。検討とか調査とか、そういうことに時間をかけないように速やかに対応するような考えでやっていただきたいということ、それから高齢者が多いので簡単明瞭な分かりやすい防災計画を考えられないのか。ちょっと難しい提案ですが、でもお年寄りはそのような分厚い資料とか、難しい言葉で書かれるとほとんど読まないと思うので、お年寄りも読んで分かるような、そういう計画書、マップでもよいので考えていただきたいと思っております。

それから、先程も町長から答弁ありましたが、集中豪雨の時はサイレンも防災無線も聞こえない、というのが今回の各地の災害で言われておりました。防災無線や普通の通信設備では、最良の避難情報手段にはならないということを入れていただきたいと

思います。これがいま私の、土砂災害と洪水の方の関係の考え方でございます。

それから、ふるさと納税についてでございますが、駅前プロジェクト事業のような大事業も結構でございますが、一方、ふるさと納税のような地道な事業も、長い目でみれば町を支える大きな力になるという風に考えます。

ふるさと納税は、町当局のアイデア次第で寄付額が伸びる可能性も十分あると思いますので、再検討を節にお願いして私の質問を終わりますが、最後に町長の方で何か答弁の補足があればおうかがいします。

町長 島山菊夫 お年寄りの災害の場合の要援護者支援対策、いま構築されておりますけれども、それ以外については、これから防災計画の中でしっかりやっていきたいと思っております。それからふるさと納税でございますが、検討します。ただ色々柳田議員さんおっしゃった以外にも、牛一頭とか色々取り組んでいるところもありますけれども、うちの方、特産品が、マガモが通年できるのか、佃煮は結構喜ばれると思います。環境保全米も喜ばれると思います。菓子組合で何かできないのか、色々こうちょっと考えてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6 番 柳田裕平 これで終わりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

議長 三戸留吉 これにて、6 番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、11 番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。

11 番 近藤美喜雄 それでは私から通告に従いまして、2 点の質問をさせていただきます。

最初に申し上げる質問は、前回6月の時に関連した質問が出ておまして、内容的にあまりだぶらない方向で質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

1 点めは、自治体の消滅と言うことが非常に話題になっておまして、日本創成会議が、2040年までに日本の半分の市町村が「消滅」する可能性がある、ということを発表したわけでございます。驚くことに秋田県では、程度の差はあっても大瀧村を除く全町村がこの中に入っている。ということで非常に驚いた状況であります。

特にその後の情報等見ますと、県内の8割以上が、消滅する候補に挙げられた市区町村、東北では青森、秋田、岩手、山形、島根、こういう県の市区町村の8割以上が消滅する可能性があるということで、あげられておますので、大問題だと思ひているところでございます。

消滅の意味というのは、解釈の分かれるところでありまして、2040年までに全く人がなくなるということではないわけでありまして、ただ自治体として私どもが運営して行くためには、非常に支障をきたしてくる可能性が強い。特に集落の場合は、高齢化・少子化が進んで、消滅とまではいかないまでも、機能的にはだいたいもう、普段やれていることができない、伝統文化もできない、農地の維持もできない、こういう風なことになってくる可能性がでてくることありまして、大問題だという面がでてくると思ひます。

そこで、多面的機能の維持と国土保全、地域の歴史や文化を守り、これまでの日本を支えた農村社会、地方自治体は今後も元気で存在しなければならない大きな使命と、消えることのない価値があると考えられるわけでありまして、言い換えれば地方が廃れば国も廃る。という風なことで、当然そうなることになるんだろうと思ひます。

これは最近の安倍総理が、深刻な問題として捉えているんだろうということが、新聞等で報道されておまして、一つの新しい内閣の核になる、という風なことが訴えられているわけでございます。

その、いわゆる話題になりました、消滅するだろうといわれる自治体の根拠となっているのは、ご承知のとおり、20歳～39歳までの若い女性の50%以上が減って、多少その子どもの有無が増えたにしても、将来的には立ち行かなくなる可能性があるというふうなことであります。

そこで、消滅しないと位置付けられてる自治体をみますと、合併しなかった、いわゆる小規模自治体、これは結果的には合併しなかったから我々のところも該当するだろう、というふうなことではなくて、望まなかった自治体であります。

それから、独自の優位性を持った自治体、あの町でない、あの村でない、という風なもの兼ね備わってる自治体、安定した仕事が多数存在する自治体、住宅取得のしやすい自治体、教育・医療等子育て優遇自治体、特に教育・医療はどこでも盛んに色々議論されてやっておりますが、事例を見ますとかなり大胆な、他でまねできない程度の

ものを行っているように考えられます。これらのように子どもを産み育てやすい環境であることなどがあげられ、出生率が向上していると評価されているようでもあります。

ちなみに秋田県の大潟村の場合は、ご承知のとおりでありまして、安定した農業基盤・生活基盤が確立されておりまして、これは日本国内でもトップクラスの農家所得ということがありまして、若い人たちが大学を出てからでも嫁さんを連れて村へ帰ってくる、という事例が非常に多いということでありまして、やはり所得の問題が大きく絡んでくるだろうと思います。

逆に真っ先に消滅するだろうと言われている自治体、いわゆるランク付けされている自治体もございます。こういう風な自治体は急に切り沙汰されているわけではないようで、既にそういう傾向が何年か前からみられるために、すでに社会増を目指して粘り強い運動を真剣に実施しているところが多い、という事例が紹介されております。

例えば一例をあげてみますと、破綻した夕張市は近年人口が安定しているのはなぜなのか、というのがありますけれども、かつて12万人ほどいた人口が、今は1万人くらいで安定していると言われておりますけれども、ここでは徹底した行政リストラ、行政コストの関係もあるでしょうけれども、いわゆる住民の発想・発意・共同事業、こういう風なものに鋭意・先進しているといえますか、そういう風なことが取り上げられておりまして、自分たちの村を守ろうという意識が非常に強いということで、安定しているという評価をされているようでもあります。ただ財政的には、実質公債比率なんかをみますと、やはり北海道でも最下位でありますので、破綻した自治体ですので、いまの所はそういう状況であるようです。

それから、徳島の神山町は、最近またテレビで紹介されてました。非常に話題性が多いわけでありまして、これもいま急に始まったことではないですけども、芸術家の方々というのは比較的しっかりした生活に根ざしてやっているというよりも、比較的あっち行ったりこっち行ったりという方が多いわけですけども、こういう人たちがこの町に来て生活しやすい、活動しやすい状態の町を作ってる、そのための努力をしている、ということで非常に集まってきている、というようなことです。

それからIT企業のサテライトオフィス誘致、これなんかもいち早く町で取り組んでおりまして、徳島で最先端の仕事をして、東京で最先端の仕事をして、同じだという証明になってるわけですし、これにも非常に集まっているということでございます。

これらは廃れていく空き家をどうやって活用していくかと絡んで、町の方が優先的に整備を進めている、ということになるんだろうと思います。その結果、転出は毎年いるようでありますけれども、転入者が非常に多くて社会増に繋がっているということでもあります。

その他、交流人口拡大のための街並み再整備、定住促進のための30万円の奨励金、全戸光ファイバー完備、空き家バンクの活用も盛んに行われている、田舎暮らし体験をアピールするなど、色んなアイデアが出されています。

これらは一つの例でありますけれども、似たような事例はたくさんあるのではないかなと思います。

本町の場合、6月議会で他の議員さんの答弁の中にもありましたけれども、これからどんなことをやっていくかということで答弁しておりました。県と連携し推進する各種施策については、定住環境を整える効果から私もそれは賛成です。できるだけそういう風なことに努力をしていただきたいと思いますところでもあります。ただ大きな、基本的な町の流れとしては、基本構想なるものがありますので、これを進めていくということと併せて考えられていかなければならないと思います。

特に基本構想の場合は、取り掛かった時代はそんなに今のような状況は議論されていなかったと思いますので、基本構想の中ではやはり今後の町づくりの骨格として、こういう風なものが取り上げられていく必要があると思っております。

色々ありますけれども、端的に言いますと、全国的に同じようなことをやる、県内でもほとんどの町村がやる、というような、同じ事を町でやっても変わらない。いうなればどこでもやっていない新しいアイデアで一生懸命頑張る、という風なアイデアがあればこそ、人口の流動は可能だろうと考えているところでもあります。

私は前々から交流人口の増大ということを何回か形を変えて申し上げてきたわけでもありますけれども、その間に移住による社会増、こういう観点から本町の独自色を発揮すべきだと考えております。特に消滅自治体の公表は問題提起だとする評価もありますが、しかしこれは聞き流しておくほど軽いものではない、ということからすると真剣に議論し対策を講じていかなければならないと思います。

前に限界集落とか道州制の問題とか色々出てきているわけですけども、ただ何となく地域の衰退に繋がるんじゃないとか、地域をこのままにしておけばダメだとかの色ん

な議論が、地域・田舎・農家と繋がってくるのではないかという気がしますので、そういう観点から町長に改めてお伺いいたします。

始めに、2040年までに町が消滅の可能性があると言われたことに対しての、町長の感想と決意は。また、今後どんな対策を検討したいと考えているか、お知らせください。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えいたします。

民間の有識者による日本創成会議の人口減少問題検討分科会が公表した「2040年人口推計結果」では、秋田県では、25市町村のうち大潟村を除く全ての自治体が人口構成でみると存続が難しくなるとみられており、大変厳しい結果だと受けとめております。

人口減少と少子高齢化社会は、本町を含め県内各市町村においても深刻な課題であります。人口減少の要因としては、高齢人口の増加に伴う死亡者数の増加に加え、若者の転出や晩婚化、女性が子どもを産む数の減少に伴う出生数の低下があげられます。

人口減少問題は、国の最重要課題であり、国では、安倍首相をトップとする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、対策を検討することとしており、秋田県でも人口減少対策チームを立ち上げ、その対策に取り組んでおります。

町としては、国・県と連携した取り組みのほか、町独自の人口減少対策が必要だと考えております。今まで主な対策としては、各種子育て支援を行っておりますが、今後はさらに、雇用の受け皿づくりとAターンの促進、結婚しやすい環境づくり、子育て・教育の充実、少子化克服に向けた施策を重点的に進めていきたいと考えております。

11番 近藤美喜雄 ありがとうございます。いま町長から答弁がありましたとおり、この後真剣に検討していく必要がある。特に従来から行われてきた、いま行われている以外にも町として真剣に検討していく必要がある、というようなことでございまして、国や県の流れに沿うものもでてくるだろうとは思いますが、よろしくお伺いいたします。

特にその中で、町長いま雇用の問題発言されておりましたけれども、なかなか難しいわけでありまして、だけでも何とかひとつ真剣に検討いただきたいと思っております。

それから次に、農村関係の維持のために、いま何が重要で町が手助けできるものはあるのかどうか。特に農村社会、農村環境、こういう観点から特に何かあればお話し願います。

町長 畠山菊夫 来年度以降に、高岡地区の圃場整備事業、戸村土地改良区の頭首工整備事業、八郎潟土地改良区の農業水利保全合理化事業など、予算規模の大きな事業が実施される予定となっております。

農業生産基盤の整備は、農業者の負担軽減と灌漑水の安定供給など、施設整備により安定した営農を行う為にも、重要な施策と考えております。

また、農地の集積や所得の向上に向けた施策についても、国や県の補助事業、町独自の施策を活用し営農の安定化や生産性の向上を図り、足腰の強い農業の確立が必要と考えております。

近年、地域の高齢化や人口減少により、地域の共同活動による水路・農道等の地域資源の維持管理活動に支障が生じつつあり、多面的機能支払事業を行っております。

しかしながら、この事業で対応出来ない程の整備が必要な場合も発生しており、町では将来に渡って、安心して営農が出来、非農家を含めた地域全体の資源と捉えて、土地改良区等と協議し、対応してまいります。

11番 近藤美喜雄 いまの町長の答弁の中で、私からすると目新しいものがあるなと思ったのは、浦大町地区の圃場整備事業、これはかなり歴史的議論がされてきておられて、なかなか難しい問題で、今までできなかったと思っております。ただ、今の町長の発言からすると、何かしら一つの目安をつけた、という風な感触を持ちましたけれども、非常に良いことだと思っております。他の議員さんからも、この関連の質問が前にあったわけでありまして、実現するとすれば、私も地域住民の中から何回も聞かされております。できることであれば、そういうことで頑張りたいと思っております。

それから、特に土地改良関連で、受益者だけで土地改良事業を維持管理していくのは大変な問題です。これからもまた、施設が古くなるという風な問題が、多々起きてくると思っておりますけれども、出来る範囲でご助力願えればと思っております。よろしくお伺いいたします。

それから続きまして、似たようなことになるかも知れませんが、町長は将来的に、こんな事を町で検討して行きたいということがあれば、もしあればお願いします。

町長 畠山菊夫 賑やか創出は、非常に難しいわけでありまして、現在の八郎潟町では、若者の未来創造集団「プロジェクト8」や、青年者異業種交流会「メビウス」など、将来を担う若者が地域を活性化させようとイベントを開催するなど活躍しており、大変心強いと感じております。

若者がこの町に根を下ろし、この町で結婚し、子どもを産み育てることこそが、人口減少を食い止めることだと考えております。そのためには、若者の雇用の場の確保をし、安心して結婚・出産・育児を行える子育て支援など定住環境の整備が必要であります。

また、移住・定住の取り組みも必要であり、空き家・空き地を利活用した施策、定住優遇制度の創設などに今後取り組んでまいります。

さらに、駅前に建設される多目的交流施設を拠点に町の情報をリアルタイムに発信し、町内外からの交流人口の拡大を図り、子どもから高齢者まで元気あふれる町づくりを推進したいと考えております。

11番 近藤美喜雄 いずれ町でも真剣に考えているわけでありまして、今後も更なる努力をお願いしたいと思ってる所です。ただ、他の色々な事例を見てますと、せっかく良い事、目新しいことをやっても、あまり広く知れ渡っていない場合がありますので、これはやはり我々の町はこうなんだということを、できれば訴えていくために、色々なPRの方法を検討していただきたい、大事にしていきたいと思ってるところで、そのための職員に対する指示といいますか、希望的な問題もあるかもしれませんが、このあとPRもしていただきたいと思ってる所ですけれども、何かその点について。

町長 畠山菊夫 近藤議員が言われるように、町の情報、町で行っている魅力ある施策、子育て支援策を、町ホームページで町内外に情報発信することが、交流人口の拡大、移住定住の促進を図る意味でも、最低限必要なことだと思います。今後、ホームページの公開内容を検証し、各課における施策・情報をタイムリーに発信できるよう、努めてまいります。

また町では、9月4日に八郎潟町フェイスブックを開設し、試験運用を開始いたしました。今後、3ヶ月程度試験運用し、運用に支障がなければ来年1月から本格運用に切り替えていきたいと考えております。町のフェイスブック開設により、町の情報をリアルタイムに町民に提供することができるようになり、また行政と町民の双方向へのコミュニケーションを促すことにより、町民目線の行政が実現出来ると考えております。フェイスブック開設については、今後広報で町民の皆さまへ周知をする予定としております。

11番 近藤美喜雄 只今の件については、非常に大事なことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この質問の最後になりますけれども、質問要旨の中には書いてございませんので、一つだけお願いをしたいと思います。

というのは、先程町長の答弁の中にもありましたけれども、いわゆる人口減少対策で国の創生法案の中で、その骨子なるものが紹介されております。その中で「まち・ひと・しごと」創生法案の骨子の中で、国は当然基本的な方針を定めるわけですが、県が総合戦略を作る義務がでてくる。ただし市区町村は義務化しない、任意だと報道されております。

私は、任意だけれども率先して手を挙げていただきたいと思っております。それはなぜかという、2点ばかり事例を挙げたいと思います。

1つは総務大臣の談話で、「地方に住んで子育てができる環境を応援したい。その為に地方自治体が自由に使える財源の確保が必要だ。ただし、」ここが重要だと思いますけれども、「一律ではなく、やる気のある地域を重点的に支援する。」こういう風なことが言われております。

それから、今日の新聞報道にありました。首相が担当大臣、石破大臣との対談の中で指示した7項目を見ますと、ばらまき型の対応はしない。という風なことを言ってます。そうすると、どういうことに繋がってくるかというと、いわゆる地方の熱意や自主性、こういうことで全国一律にお金をばらまくということはやめるよ、やってはだめですよ、というようなことを指示しているわけです。

こういう風なことから考えると、私は今も「まち・ひと・しごと」の総合戦略と言われるものに、我々の町も手を挙げて、自発的に、やるんだ、という意向を示して進めて

いただきたいものだと思いますので、十分に関心を持って取り組んでいただきたいと思っています。

これは私いま突然申し上げましたので、準備していないと思いますので、そのことを申し上げて質問を終わります。

申し訳ありません。それからもう一つ、八郎湖の水質の関係でありますけれども、質問要旨よりも省略させていただきますけれども、1期目の改善計画が県の方で終わりまして、2期目の改善計画に入ったようであります。これは、八郎湖が汚れているとの指定を受けているわけですが、八郎潟町もまた飲料水を馬場目川から取水しているということで、上から水が来なくなると八郎湖の水を吸い上げる、こういう風なことでアオコで大騒ぎした、という過去の経緯があって、2度ばかり国の方へ、直接議員と町長で要望を出しております。ご承知のとおりですけれども、20年の6月、これは土橋町長の時でした。それから24年の6月、これは今の畠山町長であります。いずれも環境省とか農水省へ直接お願いをしてきた経緯がございます。

更にまた、議会でもかなり議論されまして、高度浄水処理を導入しました。それに伴って使用料も値上げした。こういうことからすると、放っておけない非常に大事な問題だと思います。

そういうことからすると、八郎潟町が行動してきていることからすると、当然1期計画というのは、一体どうなっているのか、八郎湖の水は今後どういう見通しだ、2期計画はどうなんだ、どんなことをやるんだ、ということを抑える必要があるし、町民にももっと強くお知らせをする義務があると思います。そういう風なことを考えておりますので、いわゆる1期計画改善計画の成果、2期計画では、どんなことを、どのように、という風なことを絡めて、また我々住民もどんなことに気を付けなければならないか、等含めて町民に対してお知らせをする義務があると思いますので、この点について、町長からまとめてお願いいたします。

町長 畠山菊夫

八郎湖が指定湖沼に指定され、平成19年度から24年度まで、6年間の第1期水質保全計画に取り組んできました。八郎湖の水質は、平成18年度が全国180の湖沼中、ワースト3位と残念な結果となっております。6年間の水質保全計画では、流域市町村の取り組みとして、農地からの濁水の流出防止対策、下水道の整備、窒素及びリンの高度処理に対応した農業集落排水施設の改修、及び農業集落排水施設から公共下水道への接続事業など、主に面対策に取り組んできました。平成21年度は全国ワースト15位まで改善されたものの平成23、24年度は、猛暑によりアオコが大量発生したことにより水質が悪化し、平成24年度には全国ワースト4位となっております。

このようなことから水質の数値については、気候の変動に大きく左右されることがわかります。水質改善の成果については、数値から判断した場合、改善されたとは言えない状況であります。

なお、第1期改善計画が終わった平成24年度は、指定区域内の下水道普及率が目標数値75%に対して、90.1%で目標数値に達成したものの、接続率については、目標数値80%に対して75.2%と目標数値を下回っております。本町については、いずれも目標数値を上回っております。

第2期水質保全計画は、平成25年度から30年度までの6年間となっております。第2期計画の期間内に達成すべき目標としては、COD、全窒素、全リンについて水質目標数値を定め、八郎湖の着実な水質改善を図ることとしております。

本計画の新規事業は、シジミ貝による水質浄化試験、カルシウム含有珪殻炭によるリンの回収事業などです。特にヤマトシジミによる調査研究では、水質浄化効果は学会・論文等でも明らかであり、今年度、二枚貝等による水質浄化効果についての検証が行われ、その効果が期待されます。

今年度は第2期計画の2年目となりますが、第1期計画からの継続事業、第2期計画の新規事業を着実に実行できるよう、本町でも全面的に協力してまいります。

地域住民が取り組めることとしては、八郎湖へ流入する負荷のうち、農地からの負荷割合が高いことから、浅水代かきや農地からの排水を極力減らすなどの取り組みが大切であります。また、生活雑排水を八郎湖に流入させないための下水道への早期接続、また、接続していない方は、洗剤の多量使用の抑制、飲食物や調理くず、食用油などを直接排水口に流さないなど、生活の中でちょっとした心がけが環境に大きな影響を与えることを、流域住民の一人一人が認識し、環境負荷を減らす努力をしていただきたいと思います。

また、毎年実施している八郎湖クリーンアップ作戦にも多くの町民から参加していただき、八郎湖の環境改善に対する意識を高めていただきたいと思います。

八郎湖の水質改善には、今述べたほかにも一人一人が心がけることがまだまだあります。八郎湖の水質改善目標は平成38年度と長い期間ではありますが、粘り強く継続していくことが、やがて水質改善に繋がるものと思っています。

- 11番 近藤美喜雄 総体的に答弁をいただいたわけですが、その中で特に我々地域住民が気を付けなければならないこと、今の現状の問題、或いはこのあとの問題を含めて、常に住民に対してお知らせとPRをしていく、訴えていく、こういう姿勢が最近弱まったのかな、という感じがします。まだまだ状況はそんなに喜ばしい状況になっていないので、再度検討していただいて、町民にも訴えていただきたいと思います。以上です。

議長 三戸留吉 これにて、11番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。
次に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

- 4番 石井清人 4番石井です。一般質問をさせていただきます。
質問の1つめは、若者定住策が必要と思う、ということであります。
日本全国の人口が減っています。平成24年に内閣府が発表した「日本の将来推計人口」によると「わが国の総人口は、今後長期の人口減少過程に入り、平成38年に人口1億2,000万人を下回ったあとも減少を続け、平成60年には1億人を下回って9,913万人となり、平成72年には8,674万人になると推計されている。」となっています。

一方秋田県の人口は平成24年の106万3千人から平成52年には70万人に減少すると昨年7月に県企画振興部が発表しています。さらに今年4月総務省の発表では人口減少率が一番高い県は秋田県となっています。全国的な人口減少に加え死亡者が出生者数を上回る自然減と、転居などによる社会減がすすんでいる状況です。

人口が減少すると地域にはどのような影響がでるのか。考えられることは、人口減少により就業者が減少し、地域全体の所得が減少します。所得の減少は消費の減少を招き、消費が減少することで地域商業の衰退を招き、企業の生産や設備投資も減少し経済全体が縮小することです。当然税収も落ち込みます。そのほか消防団の活動や地域コミュニティの維持も大変になるだろうと想像されます。

過日、北海道新得町に研修に行っていました。この町は帯広市の東に位置し、人口は6,457人と本町とほぼ同程度ですが、行政面積は1,063平方キロで本町の62倍の面積があります。私が感心したのは「新得町各種支援制度ハンドブック」というのがあって地域振興・町づくり分野に8つの政策、産業振興分野に18の政策、教育・文化・スポーツ分野に8つの政策、環境・緑化・景観分野に3つの政策、保健・医療・福祉分野に36の政策がわかりやすく町民に周知されていることでした。そのほか山村留学とか新得町への移住情報などきめ細かに展開していることでした。自信と誇りを持って全国に発信していると感じました。

中でも「子育て及び定住支援制度」は、町分譲地に住宅を建築した者に助成金の支給があります。小学生以上の子どもが一人の場合は50万円、二人以上の場合は100万円です。また「持家等住宅建築促進制度」は町内に住宅を建築した場合お祝い金50万円と固定資産税相当分を3年間助成するというものです。

さて秋田県を見ると、若い人が学校を卒業し例えば県内都市部に就職したとすれば、まずアパート暮らしです。伴侶を得て結婚したとしても当分はアパート暮らしでしょう。現に私の甥二人も、若夫婦向けのアパートで暮らしています。しかし子どもが生まれ将来を考えると必ず持家を考えるようになるものでないでしょうか。

秋田市あたりのアパートで2LDKで月6万円はします。1.6パーセントの住宅ローンで2,000万円を25年返済すると月々8万円です。2,000万円では土地と建物は取得できないと言う方もいますが、しかし3,000万円のローンを組める人はいるのでしょうか。二人とも公務員とか、大手企業社員とか、よほど条件のよい人手ないと無理でないかと思います。土地が安ければ2,000万円でも60坪の宅地に40坪の住宅が建てられます。月々6万円のアパート家賃と、月々8万円の住宅ローンの返済を比較すると、やはり持家というものが考えられるのではないのでしょうか。どこに土地を求めてどこに居を構えるか。若い人には将来設計を描く人生の大きな決断です。

日本全国の人口が減っている中で地域の人口が増えるということはありません。しかし都市部への一極集中から地価の安い都市近郊に住もうという若者もいるはず。全国的にも全県的にも若者定住のために優遇策を設けている市町村が多くなってきています。

本町はどうでしょうか。そこで私が提案するのは、町外に居住していた方が八郎潟町

に土地を求めて移り住むため町内に住宅を建築した場合に、例えば奨励金を出す、さらに固定資産税相当額、あるいは数倍額を何年か助成する、さらに小学生の子どもさんがいる場合は交付額を加算する、さらには町内建築業者を使った場合は優遇策を設けるなどです。

こういう政策があることによって八郎潟町に住もうという若者が出てくるはずですが、以前企業誘致促進条例を改正した際は、誘致を促進するためにいろいろなアイデアを盛り込みました。それと同じです。

余談になりますが、40年前、32区町内には子どもが100人いたそうです。若者が定住すれば子供が増えにぎやかになります。若者定住政策は全県の、全国的に波及してきています。あちこちの町に定住優遇制度あって本町にないとすれば、人は来ません。他町村に対抗できる定住策をつくって全国に発信したいものです。是非取り組むことを提案いたします。

次に、2つめの質問です。新図書館に期待する、であります。

町民の大きな期待を背負って、過日新図書館を含んだ複合施設が起工されました。本というものは実に面白いものです。文学をはじめ伝記、歴史書、地理学、技術書さまざまにあります。読んでいるうちにどんどん引き込まれていきます。文脈のなかから想像を膨らませたり、登場人物の機微を読み取る奥深さがあります。また各地の風俗に心躍らせたり、未知の知識に驚きと感動をおぼえることがあります。

新図書館の年間利用者数は5万人を想定しているとの事です。是非たくさんの方が来てくれればうれしいです。

秋田県内には、秋田県立図書館をはじめとして市町村に49、あわせて50の公立図書館があります。その中で八郎潟町立図書館がどのくらいの実績があるのかといえば、まず登録者数が25年度で263人、町民6400人のうち約4パーセントです。また貸し出し数は25年度で4862冊。町民一人あたり0.75冊です。全県的に見ると下位に位置しています。

新図書館になれば場所もいいし、建物もよくなりますし、蔵書も多くなり、専門の職員が配置されて、利用は格段に向上すると思われます。しかし単にそのことだけに期待して年間5万人の利用をのぞめるでしょうか。

新図書館は、来年5月のオープンからスタートです。役場若手職員プロジェクトが頑張りました。また町民有識者が何回も会議を重ねて提言にいたりしました。こうして完成する施設をいかに有効に活用していくか、難しくてたいへんなことです。私も小坂町図書館、深浦町図書館、秋田市雄和図書館を見ましたが休日でも平日でも閑散としていました。

まず開館日をどうするか。秋田県立図書館は月1回の休み、蔵書整理期間に2週間の休み、年末年始の休みを除いて、ほぼ年間毎日開館しています。開館時間も平日は午前9時から午後7時まで開いています。市町村公立図書館はさまざまで、週6日の開館や勤務時間内の開館が多いですが、月1回の休み以外は開館していたり、午後6時や午後7時まで開館しているところもあります。

私は職員のローテーションをうまくやっていけば、休まない図書館としてやっていけるのではないかと思います。また開館時間も少なくとも午後6時までではやってもらいたいものだと思います。

検索システムはどうでしょうか。昔は図書館に入って書架を回りながらどんな本が面白いか手にとって数ページ読んで気に入った本を借りました。そういう時間に余裕のある方も結構います。しかし今は、読みたい本のジャンルやタイトル、あるいは目的を入力すると短時間で検索できるシステムがほとんど導入されています。ネットでつなぐと自宅でも検索で切ると思います。

AV資料は手軽に見れて、楽しいし来館者を増やす手立てとしては有効です。自分の好きな時間に好きなところで見ることができます。読書という時間がかかり、難しくて、わずらわしいことはありません。しかし映像は一過性で、そのとき一瞬の面白さだけで作品の意図するもの、訴えるものの意味を考えることは余りありません。図書館によってはAV資料を備え付けるところもありますが、私は新図書館は本に特化したほうがよいと思います。

今年3月、福島県矢祭町図書館を訪ねてきました。お話会や手作り絵本コンクールを主催しています。図書館への関心を高める工夫があると感じました。

図書館に足を運んでもらえれば帰りに本を借りて行きます。児童書を多くすると母親、お子さんが来ます。新図書館は複合施設です。幼児を対象とした読み聞かせ会を福祉部門と連携して行くと喜ばれそうです。

今から40年前に、町の歴史家を頼んで町史を学ぶ講座もやったことがありました。

情報スペースを活用して、図書館講座もどうでしょうか。これをきっかけに日本史、世界史の歴史書を借りていくかもしれません。図書館の来館や貸し出しの実績になります。国の図書館統計を見ると、滋賀県では全県平均で住民一人あたりの貸し出しが年間8.4冊となっています。その秘密は何でしょうか。一度調べて見たいと思っています。秋田県は2.2冊です。八郎潟町図書館も県平均まで実績が高まることを期待します。

蔵書数はもちろんですが、開館体制や各種サービス体制があって魅力ある図書館になります。新図書館の職員は大変だと思いますが、全県、全国に誇れる立派な施設の機能を最大限に発揮できるよう頑張ってもらいたいと思います。

町長 畠山菊夫

石井議員の最初のご質問にお答えいたします。

生産年齢人口の減少は、税収の減少や地域経済の消費の減退、高齢化による社会保障費の増大や支援策など様々な課題を抱えます。

本町の人口減少対策のひとつである、子育て支援策については、学校給食の助成、子育て支援センターの設置、学童保育事業、医療費や検診料、保育料の助成などを実施しております。

今後の施策として検討すべき課題としては、空き屋バンクの開設、移住奨励金制度、医療費助成の拡充などが考えられますが、子育て世代の定住を促すための施策として、検討して参ります。

また、来年5月オープン予定の、図書館をメインとした複合施設は、幼児から高齢者までを対象にした、各種の事業を実施する予定でありますので、合わせて発信していきたいと思っています。

石井議員が取り上げております施策については、子育て世代の定住策として、非常にインパクトのあるもので、施策の参考とさせていただきます。

教育長 江島廣

石井議員さんのご質問にお答えします。

新図書館の休館日は、年末年始、ほかに曜日はまだ決定しておりませんが、週1日と蔵書整理期間を予定しております。また、開館時間は、午前9時から午後8時までと考えております。

現在の公共図書館には、館内業務の枠を超えて、電子自治体、インターネットなど、ネットワークを介した情報共有・発信地としての役割が求められております。こうした新しい時代の利用者サービスを実現するため、図書館システムを導入いたします。

この図書館システムは、カウンター業務から蔵書管理、予約・督促連絡、レファレンスや選書まで、効率的な図書館運営が可能になり、従来の館内型サービスに加え、インターネットを利用して、パソコンやモバイル端末から資料の検索、予約や貸出状況の確認を行うことができます。また、新刊案内など図書館からの情報提供も可能になります。いずれは、インターネット予約も可能にしたいと考えており、場所や時間を超えて利用者のライフスタイルにあわせた利用者サービスを提供してまいります。

なお、AV資料については、備え付ける予定はありません。

図書館を含めた施設全体の利用者数の目標数値を、5万人にしております。議員から読み聞かせ会や講座の開催などのご提言もありましたように、図書館のみならず、それぞれのゾーン・施設全体でのイベント等を企画・開催しながら、町民の皆様はじめ、多くの方々からご利用いただけるような施設運営に努めて参ります。

4番 石井清人

もう一つ、私の補足した意見を述べて、終わりたいと思います。

特に、補足等なければ、答弁はいいません。

図書館につきましては、話の発端が、県と町との未来づくり、2億円からスタートしたのかなと思っておりました。しかしまた、潜在的に新しい図書館がほしいという意見もありましたので、まさに駅前の情報拠点、的を得た政策だなと思って関心しております。

ただ、新図書館のコンセプトが何か、ということが今一つ見えてこなかったような気がします。単に役場の3階から駅前に移転するだけなのか、そうすると蔵書は増えるにしても、開館時間や休館日、システムは同じなのか、というところでちょっと見えてこなかったんですけども、今のお話しで、新図書館のコンセプトというのが見えてきましたので、大変ありがとうございます。これからもよろしく願います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、4番 石井清人君の一般質問を終わります。

それでは、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午後0時00分)

(休憩)

(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開します。
次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 午前中の質問の中にもありましたけれども、その中で町長も答えておったんですけども、定住問題とか、特に最近少子高齢で全国的に人口減になるということの中で、駅前賑わいを活用しながら定住に結びついたらな、というようなお話しも出ておったようです。

その意味も込めまして、私は教育というのは非常に大事なもので、その特色のある教育の中でこの八郎潟を選んでくれたらな、という方々が一人でも二人でも増えたらいいな、ということで、しきりに一貫教育というものを提言しております。

当局と非常に食い違う部分があるんですけども、私どうしても今後の教育方針というものは、やはり特色のある教育でないと、特に小中の子どもを持っておる方々は、自分の子どもの学力をつけるためにも、地域絡みで教育を率先していかなければと捉えているので、その辺は、はき違えないでいただきたいと思います。

特に、昨日、中学校の高校進学のことを、委員会からいただいたんですが、去年、一昨年、一昨昨年のもをみても、どこそこの学校に行けば良いというわけでもないんですけども、教育振興大会で講師の伊藤章子さんが、当時は16人もいったんだ、自分の妹の時代も16人もいったんだよ、と誇らしげなお話を、しみじみと感じた次第でございます。

それでもって、今回通告しております一貫教育のことでの質問に入らせていただきます。必ず一貫教育か、とお叱りを受けるかもしれませんが、私の調べた範囲では、今までの教育とは違うような形で、国も取り上げておることで、これについて質問させていただきます。

6月議会に引き続き、質問させていただきますけれども、本町の基本構想に、この時代を担う子どもたちに必要な能力としての「生きる力」を身につけた人材に努めるとあります。グローバル化が進行した現在においては、教育環境を特に魅力あるものにしなければならないと考えております。このことがすなわち、地域づくりであり「地域社会を意識的に再生する活動」であるといえます。

今ここに、長い間取り入れてきた6・3制の教育方針も大きく変わろうとしております。報道によると、学制改革を議論している政府の教育再生実行会議で、9年間の義務教育を一体とする「小中一貫教育学校」の制度化を求めることを提言し、政府の教育再生実行会議の第5次提言に盛り込まれたとあります。ここの本格導入に向けて政府も進んでおり、来年の通常国会では法案を改正し、2016年度から制度導入される方向であると、報じられております。

しかし、どうでしょうか。本町では、一貫教育制度のメリットを活かした小中併設校を進めているとあります。この教育制度はどのような制度なのか、ご説明願います。

また政府が進めようとしているこれからの学校教育制度に、遅れをとるのではないかと危惧しておるのは私だけでしょうか。

ここで、小中一貫教育の導入に対する考えと、一貫教育を導入できない大きな問題を示していただきたいと思います。

教育長 江島廣 金議員さんのご質問にお答えします。

教育委員会として一貫教育校設立を躊躇している部分をお話しします。

現時点でカリキュラムを再編成しなければならないほど必要性を感じる特定教科が見当たらないこと。

転入・転学による児童・生徒に対し、必修教科の履修・不履修への対応があること。

小学校教諭が専科で特定教科担任になった場合、数年後他校へ異動した場合の負担は非常に大きいものがあること。

一貫教育校設立に係る指導主事等の人的配置の財源が必要であること。

例えば、一貫教育を推進するための指導主事配置、一貫教育校開設まで小中学校をコーディネートする指導主事配置、学習指導要領に示されていない教科の編成や特定教科を時数増とした場合の補充教員配置などです。

学制については、小学校6年間を低学年部・中学年部・高学年部と分けた学団の運営により、緩やかな接続ができていると考えております。

3番 金一義 ではお伺いしますけれども、転入・転学というのは、我が町ではどれくらいあるでしょうか。それと、私が今まで勉強してきた中では、そんなにそれは障害にならないんだ、ということで、例えば、1学期の間に転入してきても、1学期過ぎすと遅れは追いつくと書いたものがありますけれども。まず転入・転学はどれくらいいますか。

教育長 江島廣 だいたい3名くらいです。

3番 金一義 その3名も基本的には大事な人数ですけども、そういうことがネックになって、ということなんですか。

教育長 江島廣 ネットというか、転入・転学の子どもに対して、それなりの対応を学校側が強いられるということです。例えば一つの例を挙げますと、何かの教科の字数を増やした場合に、それを履修していない子ども、あるいは履修してしまった子ども、等々が入って来た時の学習に対しての別な面での支援が必要である、ということでもあります。

3番 金一義 文部科学省の教育再生会議では、小中一貫校の創設を提言しております。それに対する考え方というのは。

教育長 江島廣 現在、文科省の方では、今までは特区申請みたいな開発学校の申請をしていただいて、特色ある教育として3年間ほど実践していただいて、その後一貫教育移行を認めるという形でありました。色々そういうことをしますと、各自治体で簡単に取組めないということがありますので、協議した結果、その自治体の状況に合わせて、一貫教育校を特区とかそういうの認めなくてもできるようになりますよ、という提言であります。全国で1割程度の推進を目指そう、という考え方です。

3番 金一義 特区というのは、秋田県では小坂町でやっております。この4月から始めましたけれども、全国で公立と国立で千校くらいやっておりますけれども、教育委員会で出した前の話ですけども、デメリットだけ、できない部分だけ網羅してある感じがしておったんですけども、要するに転入・転学の児童が基本的には大事ですけども、コーディネーターがいると、そんなに学力の差は出てこない。大丈夫と書いたものもあるんですけども。それはさておいて、前に進みますけども、一貫教育のメリットを取り入れた小中併設校制度の導入とはどういうことなのでしょうか。過疎の資料の教育方針にも載っておったようですけども、併設校とはどういう教育ですか。

教育長 江島廣 小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育を小中一貫教育といいます。先進地域での小中一貫教育校の推進は、その中心的目的を中1ギャップの解消、ほかに特定教科の学力向上を図るなどとし、小・中学校が目標を共有し、その達成に向け9年間を通して系統的な活動を展開しております。本町でも連携教育を実践しており、施設隣接型の条件を活かした取組みをしております。推進計画を作成し、計画に基づいて、特にまなび部会では、中学校教員による専門性を活かした乗り入れ授業を高学年で実施することで、中1ギャップの解消や学力向上につなげております。そういう中で、小中連携教育校の中の 하나가、一貫教育校と言われているものです。連携教育のしかた色々ありますけれども、本町も一貫教育のように、この連携のものを活かして、連携教育を実践していくということです。

3番 金一義 連携と一貫と区切ってやってきたので、そこら辺ちょっとあれですけども、それまた、ギャップと、後で聞きます。ではもう一つ伺いますけども、先程、これからの一貫校の進み具合ですけども、そんなに進まないのではという感じ受けましたが、そこら辺はどうでしょう。

教育長 江島廣 どれくらいの学校が一貫教育を実施するか、それはわかりませんが、いずれ現在一貫教育校を進めている地域というのがあります。同じブロックの中でも、転入・転学がまずほとんどない、そういう条件のあうところが、現在進めております。もう一つは、中一ギャップが非常に多く、不登校・いじめがあるようなところで、推進を図っていく。あともう一つ、先程話しましたように、1つの教科の学力向上を目指すためにやっている、ほとんどが英語教育なんですけども、それとあとは聞いた所によりますと、特別

支援教育、いわゆるインクルーシブ教育の構築とあって、小学校・中学校を一貫して同じ考え方でそれを進めるところが一貫教育の主流となっております。

3番 金一義

話がどんどん、私の質問より先に進んでいるようだけれども、2つめの建設の問題ですけれども、基本構想にあります、6年後に小学校と中学校を併設校にするというのであれば、町独自の教育目標を掲げた一貫教育に持って行ったらよいのではないかと、無理して先程お話しした良いところと、連携と併せたものをわざわざやる必要が、やる理由は先程お話ししてましたけれども、むしろ一貫で前向きに進んで、例えば県教育委員会が推進しております国際化教育の充実のため、英語教育を特色とする教育を中心とし、国際教養大学との連携を図ったりするのも一つの選択肢じゃないかと思えます。小学校では間もなく、3年生・4年生でも英語が教科として取り入れられることになっているはずですから。

この町は昔から「教育の町」、「どこそこには何人入ったよ」と誇らしげに言える町だったと思います。それが今、先程何人とは言わなかったんですけども、ここに資料にあります16年度からみても、以前からみると非常に人数が、まあここに行けばいいというわけではないんですけども、その下の2つめの学校書いてあるにしても、たいした人数ではないです。去年あたりだと、まだ落ちるようなかたちになってます。必ずしもどこそこの学校に行けばいいというわけではないんですけども、親とすればやはりみんなそういうかたちで学校に歩かせてるし、塾にも歩かせていると思います。この兼ね合いからして、やはり我々大人が、基本的に教育に、町もそうですし、金をかけるという、さっきも話したように、ただ給食を食わせてるだけだからではなくて、やはりプラスこういうのもあるんだよ、という一つのプロセスの積み重ねたものをもって初めて八郎潟町は、というようなことが出てくるし、そういう教育を目指すために、さっきも話したんですけども、そういったことで、大胆なことだと思うんですけども、提案してみました。

これまで併設校開設としてきた、ここが大事なんですけれども、隣の井川町が、一貫校を4年後に開設しようとしたのはなぜでしょうか。導入の理由としては、9年間の義務教育全般において、現在は各学年、20人台から50人台の幅があるが、今後は20人から30人と推計される。こうした少人数で、かつ町内に1小学校、1中学校という実態を踏まえ、学力の維持向上のためには、小中一貫教育校を目指す、と井川町長の導入に至った報告であります。現在は、導入における県教員の指導助言も受けていると聞いております。この議会での報告の趣旨を見ても、本町においても1小学校、1中学校で、今後の生徒数もここにありますが、だいたい30人から20人くらいです。今年の場合、0歳児が32人、1歳児が24、2歳児が23、3歳児が34人です。4歳児が34、5歳児が30人、これは役場からもらったもので、26年度の登録者数です。

これから見ても、隣の町は、隣の町が必ずしも良いわけではないにしても、その町長の英断が地域の一つの刺激になってるんじゃないか、これは私、6月議会でも話したんですけども、やはり教育というのは先行投資なわけですよ。結局いま産業もなかなか難しい時代に、やはり教育というのは、秋田県の教養大学というのは、今で言う東大に次ぐという感じで、外国からもどんどん人が入ってきている、留学生も入ってきている、そういう形で秋田県の大学というのは、全国でも国際的にも地位の高いものになってます。そういった面でも、私はやはり英断をもって、逃げないで前進するそのスタイルをとっていただきたい、それでお話ししているわけでありまして。

次、3つめとしてメリット、デメリットを示していただければ、ありがたいです。

教育長 江島廣

メリットとしては、中1ギャップによって学習意欲や学力が低下し、さらにそれが不登校やいじめなどを引き起こす原因の一つになっていることから、義務教育の9年間を連続して行う小中一貫教育の導入により、中学校進学時の不安や心理的段差を緩やかにすることで、中1ギャップが解消できること。

子どもの実態にあわせて、特定の教科・領域時数を増減することが可能なこと。

連携教育の実践により、小・中の教師同士が同じ気持ちになって協働で子どもの育成にあたれること、などが考えられます。

デメリットとしては、さきに申しあげましたとおり、課題と捉えている部分、特に転学・転入への対応など児童生徒や教職員への不安や負担が多いことと、立ち上げ・推進に係る準備期間と人件費等の負担が相当見込まれることです。

3番 金一義

私もメリットとして調べてまいりました。これは小中一貫先行導入の現場では、9年生が見守る安心感が、子どもに与えられること。

これ実例でございますが、2006年4月に全国で初めて公立の小中学校が一体になって開校した、東京都品川区の「日野学園」50人の吹奏楽部委員が、都大会に向けて練習を重ねていた。部員は5年生から中学3年にあたる9年生まで、5学年にわたる楽器ごとに、上級生が下級生一人一人に熱心に指導していく。特に5・6年生は元気で明るい。上級生は5・6年生に見られているという自覚から、規範意識が身につく、下級生も身近なお手本から学ぶことができる。

もう一つ、2006年度から導入した福岡県の宗像市ですけれども、同年度末時点で12人いた中学1年の不登校の生徒が、2008年からは一桁の年が続いた、同市教員の担当者は、小学校で中学の授業を体験したり、中学生と交流したりすることが、安心感を与えていて、このことが大きく影響していると話しております。

また、一貫教育を行う市の学習到達度調査では、中学1年の数学の平均正答率は、10年に85.4%となり、07年から3.6ポイント上昇した。それは、小学生の頃からの顔なじみの教員なので、生徒が質問しやすくなったことなどがあげられます。

要するに一貫校だと、一つの学校で、クラブでも低学年から先輩の中で色々面倒見もらえる安心感、それと宗像市の場合は、色んな面で不登校をなくす、それと数学が、小学校から中学校にあがっても気楽に質問ができた、というようなメリットがあるんだということが、あげられています。

これについて何かご意見ありますか。

教育長 江島廣

色んな所で、小中一貫教育校はありますけど、成果というものは必ず出しております。たいていの場合は、状況に応じて教育一貫校を作っておりますので、それよりも他の方に公開する場合には、成果がなかったという風なものを出す学校はございません。ですので、良くなった部分だけをアピールする形で出しているということ、まずこれが一つです。

それから、小学校の先生方と、中学校の先生方が、一緒にいる学校の中で、子どもが色々相談に行ったり、話しやすかったりする形で学力向上に繋げるということは、いずれ将来、うちの方は小学校が中学校にはいる形になりますよね。そういう時は自然と生まれてくるものなんです。ですので、あくまでも一貫教育校という名前あるわけなんですけども、連携教育の中の一つなんです。一貫教育というのは、ですので、うちの方は学制の変化、一貫教育校の場合は、4・3・2とか割り振りしてやっておりますけど、こういうことをしなくても、いずれ一緒になって同じような形で連携しているものであれば、効果的に、一貫教育校だからこれだけの効果がある、併設なったから効果がない、ということではないと思います。

3番 金一義

実際、成果があがったからこういうのを書くのであって、あがらないものは書かないわけです。これは我々がどういう取り方するか、個々の問題であって完全に違いがあるから、こういう言葉になってくるんでしょうけども、要するに一貫と併設と、私は根底から違うと思います。同じようなお話しされているんですけども、まだ前段でここまでいかないんですけども、それはそれとして。

じゃあお伺いしますけれども、隣の井川さんの感想をお願いします。

教育長 江島廣

井川町の方では、一貫教育校ということで進めると、今年の4月からお話しありました。どういう所を狙って、どういう形のをやろうとしているかは、把握しておりませんので、この場ではお伝えできません。

3番 金一義

先程も言ったように、教育の場というのは非常に難しく、専門の教育長さんの方が詳しいというのは私もわかります。でも我々も、地域住民として良い方向にいった方がいいじゃないか、ということでこの質問をしているわけで、ではもう一度お伺いします。国の方では、この一貫校をどうして制度化する感じになったんでしょうか。もちろん選ぶということもできるんでしょうけども、要するに教育改革をするということが、大きく報道されましたよね。下村大臣も、このためばかりではなくて任命されております。だからやはり安倍首相もこう言ってます。我が国の未来を創造するといっても過言ではない重要な提言だ。このように安倍首相も言ってます。だからやはり6・3制の教育から、色々自治体で学制とっておりますけども、そういうもので子どもたちが、自由闊達な教育を受けられる、小学校・中学校の先生が一体となった雰囲気の中で、教育を受けられるということ、政府の方でも、これは国際的な一つのスタンスに段々なってきたから、こういう形をとったと思います。

それでさっき、中1ギャップをしておりましたけれども、解消の取り組みは本町にも

あると思いますけれども、先程とだぶってもいいですから、もう一度お願いします。

教育長 江島廣 中1ギャップというのは、中学進学時の環境の急激な変化が、子どもたちに心理的負担を与えることをいいます。小中連携教育を推進することにより、まなび・こころ・からだ・たいけん、それぞれの部会に分かれて、小学生と中学生とが交流できる活動、主に乗り入れ授業や小中生一緒の活動を実践しております。同じような考え方で、幼・保・小の連携、交流会も計画的に実践しております。

以前は、小学6年生が中学校に進学することに、少しばかり不安があるとの声を耳にすることがありました。これは、中学校が教科担任制であること、新しい教科が出てくると、先輩が怖いなどでした。最近では、生徒指導面も含めて先生方の対応がすばやいこともあり、今はそのような声を聞くことはなくなってきております。

また、小学校の縦割り班活動や高学年の一部教科担任制などは、解消の手助けになっていくものと思われまます。

3番 金一義 それは、本校のとっている指針ですか。

教育長 江島廣 そうです。

3番 金一義 今までは、中1ギャップに陥った例が、何例くらいありますか。

教育長 江島廣 本町では、そんなに中1ギャップというような話聞いたことがありませんけれど、小学生が中学校に行く場合の不安感を持つということで、中学校に行くと何か引っ掛かることがあるなということ、若干ありましたけれども、そんなに強いもので、どうしても小学校から中学校に行きたくない、という子どもさんはなかったように感じます。

いずれ、それも小中が連携することによって、更に良くなってきているのではないかなと思います。

3番 金一義 ギャップの解消には、色々と課題とか目標を明確にして、中1ギャップを解消する。これはまず時間の関係もありますので、割愛させていただきます。

それで、5番目の先進地視察の関係、さっきお話しするということでしたので、手短にお願ひします。

教育長 江島廣 三戸町の取り組みの実際は、地域の実態として小学校5年生と中学1年生でいじめや不登校が激増していることがわかり、その要因として、子どもの心身の発達が加速化している現在の状況と、現行の学校制度、つまり、6-3制がうまくかみ合っていないのではという仮説、また小学生から中学生へと子どもの成長は連続しているのに対し、教える側である小学校と中学校がうまくつながっていないのではないかと、という仮説をもとに取り組んだということです。

その具体を紹介しますと、道徳・特別活動・総合的な学習の時間を融合した立志科を導入したことや、低学年から英語学習を取り入れていることです。義務教育6・3制を小1～小4までを初等部、小5～中1までを中等部、中2～中3を高等部と、4・3・2の区分により、発達段階に応じたなめらかな接続をねらっております。

立志科用の教科書を、町独自で作成して「人間関係力」「郷土の文化継承や自然保護」「先人への尊敬や感謝」「自分の生活や生き方」等の学習をとおして、不登校生徒が減少するなどの成果があったという説明と、小学校1年生からの英語授業からALTを配置し、TT授業を実践しているとのことでした。

子どもの育成のために、大変すばらしい取り組みをなさっているなど感じるとともに、立ち上げに尽力された方々へのご努力に敬意を表するところでもあります。

また、その計画にかかわる人員配置や、教育委員会の職員数の多さにびっくりしたところです。タイミングよく建築中の一体型の校舎、三戸小中学校も参観できました。

以前視察した宮城県登米市豊里小中学校も三戸町も、転入・転学者は、ないに等しいという説明を受けて、だからこの小中一貫校をやることができた。特に登米市は学校たくさんあるんです。広くて。ただその外れの方に、ここの地域だからできた、というお話してございました。

3番 金一義 感想をお伺いしました。

6つめとして、校舎整備についても6月議会でお話しがありました。1教室云々とかあったんですけども、その財源等どういう形の予算なのか、もう一度お聞きします。

教育長 江島廣 私の理想は、非常に高いものでありまして、実際に頭の中で考えているものと、できあがるものは財源の関係もあるものですから、まだそこははっきりしたものは言えません。小中一体型の学校を立ち上げる財源について、煮詰まった話し合いは、まだもっておりません。

今後の財源の見通しと基本設計をあわせ、今後改修していく部分や必要となる設備などを中心に、本腰を入れて財源計画を相談しながら進めて参ります。

ただ気持ちとしては、小学生を中学校に入れるんですから、小学生の保護者が、納得できるような校舎の環境を整えて入れたい、これが強い思いであります。

3番 金一義 いま中学校に小学生が入る、これ当初から3学級で中学校は建築されると聞いております。職員室も対応されてる職員室だ。3学級だと30人くらいの生徒だと想像されるんですけども、その為にはまず、学校を作る前に、先程生徒数お話ししたんですけども、それで本当に足りない部分はどこなのか、ということを基本的に設定されるべきじゃないかと思えます。増築するものを先に進めておるような形で、非常に地道にそのものを見て、今後の児童数の推移を鑑みながら、我々町民に訴えていくのが筋ではないか。もちろん、それを作るのは誰も反対しないのかわかりませんが、やはり財源的に色々な、昨日の監査委員の話にもありましたように、非常に財源が降着している、もちろん過疎債をどうのこうのという形もありますけれども、教育は過疎債使えるかどうか、書いたものがございます。そういうの念頭にあつてのお話しかわかりませんが、やはりもう少し、我々にわかるような学校教育を私は望みます。

ここまで一貫教育のことについて質問をしてきました。もちろん今までの6・3制教育から、一貫教育導入には不安があると思えますが、文部科学省が小中一貫校を新たな学校種として制度化をすると、はっきりうたっております。さっきも言ったように、安倍首相もああいう話を述べてます。今は一部自治体が導入している小中一貫教育ですが、今後全国に広がることはそんなに時間がかからないと思えます。

ここにアンケートをとった結果がございます。教育長にちょっと伺います。一貫教育に賛成はどのくらいあると思えますか。予想でいいですから。

教育長 江島廣 もう一度お願いします。

3番 金一義 一貫教育に対する賛成の方が、だいたいどのくらいあると思えますか。

教育長 江島廣 うちのほうですか。

3番 金一義 いや、いいです。

これは日経リサーチに依頼して、7月18日から22日まで、全国の20～60代の男女1000人にインターネットで聞いた結果ですが、設問はいろいろございます。それで賛成の答えは、70%と出ております。設問では、小中一貫した指導で学力が向上する。これは70%近い回答です。英語など小学校の学習内容高度化に対応、これ50%くらいです。中学進学で環境が激変せず不登校が減る、これ40%くらいです。

その他ありますけれども、反対が30%あるわけですが、いま始まろうとしているのに対して、教育長さんは慎重に答弁されておりますけれども、こういう世論がこういう方向でもう進んでいるということなんです。だから学校建設どうのこうのと話しているけれども、じゃあ職員室はどうしますか。一つだけ聞きます。

教育長 江島廣 職員室は、一緒にしたいと考えています。

3番 金一義 ではお伺いします。例えば、小学校の運動クラブと中学校の運動クラブと別々ですよ。中学校の先生は遅くまで指導してて、小学校は先生早く帰る、そういう先生方のギャップというのは、どうなるのですか。どういう形の指導なされますか。

教育長 江島廣 確かに先生方の勤務の仕方の違いはありますけれども、お互いに中学校はこういう風なものだな、小学校はこういう風なものだな、という風なことを理解し合って協力していくしかないかなと思っております。先生方、中学校は遅く、小学校は早く、だからお互いにあれだというような私どもは考えておりません。大事なことは、子どもを育てることです。同じ気持ちで子どもを育ててもらおう、ということが基本です。

3番 金一義 それは理想論です。理想論だけ話してても、現実とは違うと思います。我々人間社会ではそう上手くはいきません。結局、小学校は、中学校は、と職員室はバラバラなるんではないですか。この和がどうやってとれていきますか。その中1ギャップの和をどうやってとっていくのですか。片方は7時まで生徒指導、片方は5時なら5時までで終わり、夏休みの長さ、長さ、色んなことが出てくるでしょう。小学校、中学校で。そういう時の和、保っていただけますか。理想論で言うのは簡単です。実際の現場ではどうですか、ということで、やはり同じテーブルでいかないと教育というものは上手く進まないのではないかと、私はそう感じております。もう一回だけ。

教育長 江島廣 今回の金議員さんのお話も十分わかりますけれども、私どもの考えでは、小学校の先生も中学校の先生も同じ考え方で、ということで今のところ考えております。小中一貫教育校であっても、ほとんどが一緒の職員室であります。小学校側と中学校側が分かれておるのが、ほとんどでございます。学校毎で分かれているところは、分離型の一貫教育校であって、一体型のところはほとんど一緒になっております。

3番 金一義 この問題、後でまた取り上げて再質問させていただきます。
ここで、あと10分の時間ですけども、次の問題です。ふるさと納税です。午前中にも質問出ておったようですけども、昨日の本会議の中で、監査委員の方からの監査結果にも書いておったんですけども、自主財源が非常に少ないので、よほどあれしなないと書いていたようですけども、この政府の方でこれをやったのは菅さんがやったんですけども、その趣旨に対して認識されておるような答弁でありました。町長さんは。それでもって指定寄付ってございますよね。その使い道は書いておったようですけども、例えば観光、指定された寄付の場合は、寄付された方に、こういうことに使ったよということ連絡されてるものですか。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えします。いろいろ質問要旨ありますけれども、1月から8月までふるさと納税で寄付していただいた方は7名で総額47万5千円であります。大口の寄付をしていただいた方は30万円が1名であります。また5万円が3名、1万円が2名、5千円が1名であります。
7名のうち、使い道を指定した方は3名で、伝統と文化の保存、継承に関する事業が1名、福祉の向上と健康づくりに関する事業が2名であります。そのように使わせていただいております。

3番 金一義 そうすれば、指定された寄付に対しては、寄付者に対しては答えてはしないということですね。

町長 畠山菊夫 そのように使ってますけども、納税者に対しては、それを見込んで納税してるので。

3番 金一義 観光に指定して寄付された方もおりますけれども、総務課長に聞きますけれども、去年、観光に指定されて40万くらいあったようですが。

総務課長 渡部博英 項目としては、伝統と文化の保存、継承に関する事業、ということで昨年度40万、観光事業の方に使わせていただいております。これにつきましては、産業課の観光事業に充当させていただいております。

3番 金一義 午前中に話ししておった記念品ですけども、マガモの話もでておったんで、このマガモも高齢化などで後継者不足になり、相談された方もおるようです。期間限定でいいですから、ある程度きちんと話し合って、これは過去には町の税金を注ぎ込んだ事業です。これをやはり伸ばして行って後継者を作るような形で、是非お願いしておきますけれども、そこら辺、町長の考えを。

町長 畠山菊夫 自主財源の少ない本町にとりましては、貴重な財源であると思います。ふるさとを思い、ふるさと納税して下さる方々には本当に頭が下がる思いがいたします。

いま金さん言われました、午前中、柳田議員さんにも答弁しましたけれども、マガモが期間限定でできるのかどうか、通年でもできるのかどうか、そしてまた色んなアイデアを屈しながらやっていって、効果があがるのかどうか、例えば柳田議員さんが、五城目町で5千円以上の皆さんに2千円相当のパックをやっているようですけれども、実際は寄付額は本町より少ないです。毎年。ですからそこ辺りのPRの仕方も色々あ

ると思いますけれども、どういうものがあるのか、これから勉強したいと思います。

3番 金一義

これもある地域の例ですが、うちの方とだいたい似たような人口で、面積が少し広いですが、これは内陸と海が多少あるんですが、ここのをみますと、通年でセットでだしているようです。ここでは年間で寄付金額が約1,600万くらいあるようです。13品目を固定化してインターネットにのせておるようです。

特に最近の寄付者というのは、地域もあるんですが、どこの町に何があるかということで、それを選択しながら寄付されているのが非常に多いということです。なのでやはり、もちろんこのやり方でいくと、町の産業の一つの形をもっていけると想いますし、当初うちの方は今そんなに品目多くなくても、特色のあるもの1、2点あげてホームページにのっけてみたらどうかと、そう真剣に考えないで取りあえずホームページにのっけてみて、佃煮なら佃煮でもいいですし、マガモならマガモを期間限定で、個数限定でやってもいいと思うんですよ。とりあえず。

それから順序に発展していった一つの枠をつくりながら、国も一つの創生事業と地域活性化として、この第2次案を出しておるわけで、これやはり積極的に町の担当者も頭を使って、活性化の一つとして取り組むべきで、やはり八郎潟町の特色ある品物を出す、プレミアの付けようもある、これは冬期間だけだと、これが八郎潟町の特産だということを出しても良いだろうし。

だから考えようによっては、年間網羅しなくても期間期間限定でやっても私は良いんじゃないかと思しますので、そこら辺もう一つ。副町長さん、どうですかそこら辺。うなずいておるようですが。

副町長 智田邦英

非常に先程から感心してうかがっておりました。色々これから役場でもアイデアを出しながら、先程言われた期間限定というのも、手法として活用しながらと、いま考えてうかがっておるところでした。

八郎潟と言えば、実は最近、潟上でケーキ屋さんをやっているお店でも、八郎潟のイチジクなども色々宣伝しておるようですので、様々ツールを見つけながらできればいいかなと思います。

3番 金一義

大変長い間、ご静聴ありがとうございました。ここで私、教育長さんをお願いしておきますけれども、もう一度この問題ではご質問させていただきますので、私も一生懸命勉強してきますので、よろしくお願ひします。

どうも長い時間、ありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。

次に、9番 菊地文人君の一般質問を行います。

9番 菊地文人

9番 菊地文人でございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。今回は、通告しております表題が2つでございますので、答弁の方よろしくお願ひしたいと思います。

午前中の町長の答弁の中で、フェイスブックのお話がありました。ちょうど私2年前にソーシャルネットワークSNSの一般質問させていただきました。ようやく2年を経て実現したということで、非常にうれしく思っていますし、また、国民文化祭のPRに向けての作成だったのかなと思っています。

今日のお昼アカウントを見てきましたら、いいね！を押してくださっている方々は199名でした。昨日更新したものは、浦大町の塞ノ神公園にニャンパチが行って、その東屋から写真を撮っている風景が写されていました。最初のページの方は、町長さんがニャンパチと一緒にPRしているページもありましたし、これから少しずつ色んな形で、ニャンパチも含めて、こういった議場であるとか、様々な町の情報を発信していただければ、大変うれしく思っています。私も毎日見ます。よろしくお願ひします。

それでは質問に入らせていただきますけれども、これは午前中に数名の方が質問したものと重複しておりますけれども、答えも若干出しておるんですが、私なりの見解ということで質問させていただきます。

まずは、人口減対策と小さな拠点づくり、ということでお話をいたします。

2013年3月に国立社会保障・人口問題研究所の日本地域別将来推計人口が出まして、それをわかりやすくまとめたものですが、日本創生会議のもと、人口問題検討分科会が設置されました。いわゆる発表したのは増田リストと言われるものですが、独自の将来推計人口を基に、このままでは896の自治体が消滅しかねない、と人

口減少予測から導き出されたデータに驚きを隠せません。いわゆる消滅可能性都市といわれるものでございます。

ちなみに本町は、2040年には総人口が3,793名、若年女性人口変化率は、2010年対比でマイナス68.7%となっております。これを受けて町としての人口減に伴う長期的ビジョン、構想があるかどうかをお尋ねいたします。

また、国土交通省が人口減少克服に向けた地域活性化策で、中心集落へ施設集落としたくふるさと集落生活圏を推進しようと、人口数百から数千人の生活圏を、全国5千箇所程度つくることを目指しております。このような本町のコンパクトな町に合致していると思うが、当局のお考えをお知らせください。

町長 畠山菊夫

菊地議員のご質問にお答えいたします。

日本創生会議の人口減少問題検討分科会は、地方からの人口流出が続く前提で、2040年までに若年女性の人口が50%以上減少し、消滅する可能性がある市区町村は896あり、中でも人口1万人未満で消滅の可能性が高い市町村は532にのぼるという結果を公表しました。本町の2040年の人口推計結果は、菊地議員ご指摘の数値となっております。

人口減少問題は、国の最重要課題であり、国では、安倍首相をトップとする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、国と自治体がそれぞれ具体策や数値目標を盛り込んだ総合戦略を作成することとしております。また、秋田県も人口減少対策チームを立ち上げるなど、その対策に取り組んでいるところです。

本町の人口減少対策は、若者の定住を図る施策として、雇用の場の確保が重要だと考えております。本町への企業誘致は現実的に大変厳しいものがありますので、県・近隣市町村と連携した取り組みを行うことが必要だと思っております。

また、移住・定住対策の取り組みも必要であり、国の人口減少対策を注視しながら、県と連携し、空き家、空き地を利活用した施策、定住優遇制度の創設などに今後取り組んでまいります。

なお、人口減少の速度を緩めるためには、出生数の増加を図らなければなりません。そのためには、安心して結婚・出産・育児をおこなえる環境の整備が必要でありますので、今後も独自施策を実施し、各種子育て支援の充実を図ってまいります。

本町は、4キロ四方のコンパクトな町で、県都秋田市へのアクセスもよく、災害の少ない町という利点があります。この、他市町村にない地理的利点を生かした町づくりが必要だと考えております。

本町の利点を町内外にPRし、雇用の受け皿づくりとAターンの促進、新規就農者への支援、結婚しやすい環境づくり、子育て・教育の充実、少子化克服に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

次に、小さな拠点づくりについてであります。過疎地域等において人口減少・高齢化が進む中、国土交通省では、小学校区など複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を、歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」、そして「小さな拠点」と周辺集落とをコミュニティバス等の移動手段で繋いだ「ふるさと集落生活圏」の形成を推進することにより、集落の維持・再生を図っています。

本町は一学区であり、小さな拠点、ふるさと集落生活圏は形成できるのか、国も形成推進に関する調査を実施中であり情報を収集する必要があると考えております。

9番 菊地文人

ご答弁ありがとうございました。私が思っているものの答えがかなり出ておりますが、また若干やりとりさせていただきま。

午前中も色々答弁の中でありましたけれども、人口減に対する考え方は何回も過去にもお話されていたと思います。全国どこの市町村も同じような考え方であると思いますが、やはり独自性を持ったものでなければ、なかなか人口減の対策にはならないのかなという風に思います。

そこで人口減に対する背景、どういった背景があって人口減になったのか、そしてまた今後どうすべきかというもののデータを集めながら、以前確か答弁であったと思いますけれども、庁舎内でも人口減対策のチームなどを作って、というお話だったと思いますけれども、そちらの方でまた色々独自性を出してやってもらえたらなと思っております。

午前中に色々定住策のお話しあったと思いますけれども、今日はある本を持って来てるんですけども、「地方消滅」といって岩手県知事であられました増田寛也さんが書いた本ですが、たぶん皆さん方も勉強されてる方もお持ちなのかなと思いますけれども、

その中で6つほど例をあげております。

例えば、産業誘致型の都市、学園都市、公共財主導型、産業開発型ということで、こちらの方には大潟村が取り上げられております。午前中にお話ししたものでベッドタウン型、今後定住策に対して色んな支援をやっていただきたいというお話しが、石井議員さんからあったと思いますけれども、まさに八郎潟町はベッドタウン型、コンパクト型の両方を兼ね備えたものではないかなと思ってます。ベッドタウン型であれば、ちょうど秋田市に働きに行く、能代市も含めてですけども、そちらの方に働きに行って、こちらに住むというものですので、定住策に本当に絞って色んな支援があると思いますけれども、ここに住んでもらうためのものとして考えてもいいのではないかなと思いますし、またコンパクトシティ型と言われているもの、いま香川県の高松市の丸亀町は、商店街と住民をうまくミックスさせて色んな施策をやっております。ですので両方兼ね備えた町独自の施策を今後講じて、いくらかでも人口減のスピードを緩やかにするような施策が必要なのではないかと思っておりますが、そこら辺独自の考え、どういったものがあるのかということですけども、もし今現在で何か考えられているものがあればお知らせしてください。

町長 島山菊夫 分析は非常に難しいわけですけども、うちの人口減少の一つには、後を継ぐ方が非常に少なくなってるということがあります。農業をされている方、それから商売されている方などは、家に住んでしっかりされておりますけれども、ただ勤務されている方、こういう方々が秋田市に住んでおられると、夫婦共々秋田に家を建てる現象が多々あります。そういう観点から、本当に職場の少ない所というイメージで、私も責任を感じております。雇用の創出は本当に大事だなと思っております。

定住促進ですけども、色々いま本町の場合はアパートが結構あります。そういうアパートに住んでおられるご夫婦の方々に何か定住していただくための策がないものか、こういうことなども検討していきたいなと思っております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。確か前にもアパートに住んでいる方の話は出たかと思っておりますけれども、いずれにしろ町独自の策を講じてもらいたいと思っております。先程紹介しました宮城県の女川町のベッドタウン型の町長さんがこういった話をしておりました。働く場所は石巻でいい、女川には寝泊まりしてくれればいい、というような話をされたそうです。住民感情が色々あるとは思いますが、ベッドタウン型に対してそういった思いを持つ町長さんでありまして、いわゆる住民を一つのコンパクトな所に集める、集約型のものでありますけれども、その住民の説明会を、延べ150回ほどしたという風なことでございますので、そういった努力が行政側には求められる、このような難しい問題は非常に説明が必要なのかな、という風に思います。

いずれにしろ、色々議論を深め知恵を出していかなければいけないと思っておりますので、そちらの方よろしくお願ひしたいと思っております。

それから小さな拠点づくりについてご答弁をいただきました。八郎潟町、先程から言われておりますコンパクトな町ということでございますけれども、色々国土交通省も予算の関係の、人口減少克服に向けた地域活性化策ということでございましたけれども、いまデマンド型タクシーなど行ってますし、そういったものを、もう少しきめ細やかなサービスということを位置付けまして、色んな形で結びつけて、地域住民の足に対して補助ができるものでございますので、なるべく活用できるものは活用してもらえればなという風には思っています。スーパーの空き地などもある町ですので、そういったものは集約型の小さなお店、コンビニと呼ばれるものですが、そういったものに改造して、地域住民の為になるような、本当に歩いていけるような、小さな集落づくりにしていかなければ今後いけないのではないかなと思っております。そこら辺の考え方をもう少しまたお願ひしたいと思っております。

町長 島山菊夫 いま国交省でモニター調査を中心に実施しているところがあるようですけれども、県に問い合わせた所、まだ把握してないということでしたので、私の方の町がコンパクトすぎるのではないかと、ということもあります。例えば、五城目みたいに集落が点在している所などは、これに当てはまっていくのかなと思っておりますけれども、うちの町は先程答弁でも言いましたけれども、1学区でありまして、これに当てはまるのかちょっと勉強したいと思っております。

9番 菊地文人 4キロ四方のコンパクトな町ということですので、ただし、これからもっと人口減ということになると思っておりますのでコンパクトでコンパクトな町を目指してもいいのではない

いかと思います。

そういった形で、一つの小さな部落の中のまた部落を形成する、ということになると思いますが、本当にそうなれば活動の拠点がなんとなく範囲が狭まってしまう、集約化されるということで非常に奥ゆかしいところもあるんですけども、これも一つの施策というか、八郎潟町の未来像の一つではないかと思っています。

ただし今お話ししている人口減の問題は、すべてが正しい数字とはまだ誰もわからないわけですので、10年20年先はわからない、これは一つの問題提起の数字だと思っていますので、これからいかにようにも変えることも可能ですし、またもっと悪くなる可能性もあるということですので、非常にナーバスな問題ですけども、避けては通れない非常に大きな問題ですので、十分精査して考えてもらえればと思っています。

それでは続きまして2問目の方に入らせていただきます。

表題の2つ目ですけども、八郎潟町独自の「1%条例」を、ということで質問をさせていただきます。「1%条例」と呼ばれている市民活動税制のことで、納税者が市町村民税の1%を、自ら指定したNPOなどの市民公益団体に提供する制度であります。簡単にいうと、住民税を10万円納める人であれば、1%にあたる千円を自分が支援したいと思う団体に寄付できる制度でもあります。

住民は寄付することで社会問題の解決に間接的に参加していることになり、団体にとっては寄付が受け入れやすくなるなど、活動が市民から評価されるということにもなります。団体と寄付者との間に介在することになる行政にとっては、市民の納税者意識が高まり、市民の主体的な地域づくりの意識が形成されることを期待できると思います。NPOなどの団体にとっても寄付者にとっても、新しい社会参加の仕組みとして注目しているところがございます。

町民と行政が手を携える町づくりを推進していくためのツールの一つとして提案いたしますが、町当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長 畠山菊夫

1%支援制度を全国で初めて導入したのが市川市と伺っております。この制度は市民税の内の1%を申請に基づき、地域で活動する市民のためのボランティア団体やNPOの活動資金として振り向け、団体の活動を資金面から支援するものです。市川市では、納税に対する意欲も高まるとして平成17年度に実施しております。

平成26年度の申請では1,650万円となっており、市民は納税額を増やすことなく納税額の1%を任意の団体に寄付する制度です。似たようなものには、ふるさと納税を活用して、任意の団体へ支援する制度もあるようです。

本町はご存知のように自主財源の少ない町であり、歳入の根幹の一つであります町税から1%支援制度に向けることの是非について、全国の自治体の状況を見ながら判断して参りたいと思います。

9番 菊地文人

ご答弁ありがとうございます。先程の町長の答弁の中にもありましたけれども、これは千葉県の市川市が全国で初めて導入したということですけども、もともとは欧米の方、ハンガリーで始まった制度だと思っています。

目的は先程もお話ししたとおりですけども、納税に関することで、税金を納める人にとって、何に使われているのか非常に分かりづらい所もあると思いますけれども、こちらは自分の納めた税金が何に使われるか分かりやすくなるということと、後はもう少し町の行政に対する参加というか、そういったものを含めたものだと思います。

市川市の場合は、アンケート調査とかをとって、約2年くらいかけてようやく実現できた調べてきましたけども、難しいところもあると思います。

ちょうど1年前ですけども、私が似たような質問をしております。それは100人委員会というもので、設置をしてもらいたいということで質問をしております。その時の答弁は、今は考えていないということでした。考え方は一緒に町民と行政と一緒に何かをすることの、一つの意味ではあると思います。それによって色々行政のものに参画できる、という意味でございますので、非常に似たような話にはなるとは思いますが、ただこちらの方は、税金の一部を条例によって使わせてもらいたいという話です。

今の所秋田県内では、この条例を策定している所は無いと伺っています。調べた所では、岩手県奥州市が、1%ではないんですが、0.4%の条例ということで、それを予算化して登録された市民のNPOなどに、市民投票によって補助金額が決定するという風な制度を、2009年から始めたということですので、これは1%が妥当なのか、0.4%が妥当なのか、非常に難しい問題でありますけども、そういったものの考え方で共同化を掲げている町としては、導入されてもおかしくないのではないのかなという質問でございました。

そのことに関して町長の方からご答弁お願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 菊地議員言われるとおり、一緒に町づくりをしましょう、という観点から大変良い事だと思っております。そしてまた、納税意識も高まるのかなとも思っております。いずれ受け皿を何処にするのか、そういうところも必要ですし、目的は何かということもはっきりしなければなかなか取り組めない条例でございますので、これから少し勉強してみたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

9番 菊地文人 ありがとうございます。様々な問題がかなりあると思いますので、そちらの方も精査しながらだと思えます。昨日も本会議の中で、不納欠損であるとか、滞納の問題が出ておりました。そういったものの一つの一助になればと思っておりますので、ご検討よろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。
次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 8番 日本共産党の北嶋賢子です。今回は、2項目の通告をさせていただきました。皆さんお疲れでしょうけども、アンカーですのでよろしくお願いいたします。

1番として、安倍政権の女性が輝く日本をめざす、について

このテーマが出た時に、「えー酷いなー、女性が輝く日本て何だろう」と思って質問してみようと思いました。

新内閣に、これまでにない程の女性閣僚が誕生しました。が、男性社会の中で末端の女性労働者の現状まで知り得るかは、はなはだ疑問です。財界が企業の政治献金を復活させようとしています。となると、また誰のための政治になるかは明白です。決して女性のためにはならないと思えます。

女性が、結婚・出産を経て育児休業後の職場に復帰した時に、どのような扱いに直面するか、女性にそれを乗り越える権利意識がないと退職を余儀なくされ、安くて使い勝手の良い、パート・派遣社員としての再就職が待っています。

結局、将来が不安で結婚しない女性も増えています。イコール少子化問題が生じ、女性が安心して働くには、仕事と子育ての両立のために、保育や学童保育そして介護制度等、誰もが活用できる社会的な条件や環境の整備も必要になってきます。

結婚してもしなくても、不利益や差別されることのない社会が、女性が人間として輝く社会だと、女性として思えます。

また役場の庁舎の中に働く女性職員の中で、正職員と臨時職員の数も知りたいと思ひまして通告の中に入れました。

2番です。過疎対策事業債について

加藤議員さんからも質問がありました。近藤議員さんからも人口減の問題提起がありました。そして石井議員さんからも若者定住についてありました。いま菊地議員さんからも人口減対策がありました。

私は、過疎債のメリットを活用して、私たちに示された自立計画の実践・促進で、過疎地域の早期返上を願う一人として質問をいたします。

過疎債とは、隣町のような町と思っていました。それだけに過疎債の対象となったことを知り、まさか、と耳を疑いました。反面、良かった、という気持ちもまた生まれました。八郎潟町には国道があり、鉄道もある。そして風光明媚な大潟橋からの景色。どうして活用しないのか、と言われたのは30年も前。役場4階で講演した方の話です。

あれから30年、高速道のインターを有し、駅前開発も緒につきました。これもこれからの一つのきっかけだと思います。

人口減を防ぐために、若夫婦向けの住宅が必要と思っています。核家族化している昨今、町外に家を建てる若夫婦も少なくありません。町に定住させるために、湖東厚生病院の近い所に、1階は高齢者住宅専用、上階は若夫婦向けに、お年寄りや急に熱を出す赤ちゃんもいます。病院が近いと安心です。過疎債の対象になるのではないかと思います。まして、通告に入れました。よろしくお願いいたします。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えします。

安倍政権は、持続的な日本の経済成長につなげるための「成長戦略」の中で、女性が輝く日本をつくるため「待機児童の解消」「職場復帰・再就職の支援」「女性役員・管理職の増加」等の政策を掲げております。

女性が輝く社会をつくることは、こらからの日本にとって、とても大切なことであり

ます。人口の半分の女性の能力が、それぞれが望む形で社会で発揮できるようになれば、日本はもっと強く豊かになると考えます。働く女性達が、働きやすく能力を発揮できるように、また子育てをしながら、もっと社会で活躍できるような環境整備が必要だと考えております。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的・社会的に利益を享受でき、共に責任を担うべき社会が実現できるよう、男女共同参画社会に向け、その取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、平成26年度の役場正職員60名のうち女性の正職員数は16名、臨時職員54名のうち女性の臨時職員数は40名となっております。

次に、過疎対策事業債についてですが、本町で現在管理している公営住宅は5団地165戸を管理しております。平成25年3月に八郎潟町公営住宅等長寿命化計画を作成し、建替等に向けた計画を作成中であります。

質問にありました住宅は中層住宅を指していると思われませんが、公営住宅の立地選定の前提として、その地域にどのような住宅需要が、どのくらい発生しているか把握する必要があります。

また、中心市街地までの到着時間、購買施設及び公共施設整備状況などの観点から利便性があることなど考慮する必要があり、町の将来計画、上位計画との整合性をとりながら、湖東厚生病院の近くが公営住宅の建設用地に適しているか見極める必要があると考えております。

8番 北嶋賢子

ありがとうございました。先程の「女性が輝く日本」は、町長さんからご説明いただきましたけれども、それは理想だと思います。

それから過疎の方の質問で、私が湖東厚生病院の近くと言ったのは、やはりお年寄りには病気になりがちですので、いつでも病院に駆け込めるところ。

あと私は二人の子どもを育てたんですけども、赤ちゃんの時は本当によく熱を出すんです。ですからその時に病院が近いと安心です。

それと家の息子も結婚した時、町営住宅に入れようかと思ったけれども、入るスペースがなかったので他に別居させました。新婚時代は別居させるのもいいなと思い、そして孫が幼稚園に入る時に帰ってきましたので、今4世代になってます。

このように外に出て家を建てられたら困るので、その防御策として、町の中にやはりその歯止めになるものがあったらいいかと思って、質問をさせていただきました。

答弁はいりませんけれども、続けて少し付け加えてみたいと思います。

先程女性の権利のところ、女性に権利意識がないと、と言いました。私は2千人の組合員がいた労働組合で、組合活動をしてきました。もう45年も前になります。産前産後の休暇を取って、運良く公立の保育園に長男を入れることができ、職場復帰をしました。会社では初めてのケースでしたので、山あり谷ありの復帰でした。今で言う、気持ちが柔では負けてしまいます。そうして勝ち得た職場も決して輝く職場ではありませんでした。でも後に続く女性たちのためにと、負けるわけにはいかなかったのも、頑張っただけでまいりました。それがきっかけで、その後後輩たちが会社を辞めないできております。

その事と、安倍政権が「女性が輝く日本」と敢えてあげたので、女性を馬鹿にしているなと思いました。みんなそれぞれに頑張っているのです。

ここで二人の女性をあげてみたいと思いますけれども、昨日、議会が終わってから、元の校長先生をしていたお宅を訪問してみました。校長時代は、すごく凛とした先生でした。行ったら農作業をしていて、全然雰囲気が違うんです。でも彼女のこういう所もまたいいな、と思って帰ってきました。

もう一人は、ある村の元村長さんです。村長時代は、やはり凛としてあまり笑わない人でした。ところが村長を終えてから、本当に良く笑うんです。だからこの人は、村長を辞めてから別の輝きがあるんだなと思いました。

女性は太陽だ、という明言がありますが、いつの時代も女性は太陽でなければならないと思います。ですので私は安倍首相が敢えていう「女性が輝く日本」ということに対しては、異を唱える一人でございます。

再質問にはならなかったですけども、追伸みたいな形で話をさせていただきました。ありがとうございます。終わります。

議長 三戸留吉

これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終わります。これより各常任委員会を開いていただきます。

5番 加藤千代美 議長、いいですか。昨日提出された資料について、意見あるのですが。

議長 三戸留吉 はい。

5番 加藤千代美 昨日通告してあった、不納欠損についての資料いただきました。この中で、不納欠損にいたる3項目が指摘されております。①に6項目、②に4項目、③に2項目指摘されております。平成25年度には275人の方が該当しているということが、書かれてあります。この275人の方が、この①②③の中に、どの部門に該当するのか、後で資料追加をお願いします。でないと、本当に不納欠損に至るのかどうか、その辺が把握できないのでお願いします。

議長 三戸留吉 はい、では最終日は、9月18日、午後3時より本会議を開催いたします。本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦勞様でした。

(午後3時16分)

平成26年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第10日目 平成26年9月18日(木)

議長 三戸留吉 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案等及び請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 次に教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 それではこれより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
質疑がないようなので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。補正でも認定でも、広域圏の国民健康保険のことですけれども、私たちの町からも代表が出ているわけですが、新聞紙上で騒がれました職員の自殺問題について、委員会の中で説明があったものかどうかお尋ねします。

教育民生常任委員長 金一義 その説明はございませんでした。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑がないようですので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、日程第2、議案第36号 八郎潟町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第36号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案36号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、議案第37号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第37号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第38号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第38号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第39号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第39号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第40号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第40号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第41号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第41号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第42号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の策定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第42号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第43号 工事請負契約の締結について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第43号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。只今から、各会計の決算認定の議案について採決に入りますので、佐藤代表監査委員から出席していただきます。暫時休憩します。
(休 憩)
(佐藤代表監査委員着席)

議長 三戸留吉 再開いたします。次に、日程第10、認定第1号 平成25年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。はい、8番 北嶋賢子君

8番 北嶋賢子 議席番号8番 日本共産党の北嶋賢子です。討論に参加をさせていただきます。

私は日本共産党の公認議員です。あまりにも酷い国政の中で、町でもいかに町民の生活を守っていくか、至難の業だと思います。秘密保護法を通し、憲法9条を壊そうとし、農業を破壊し、消費税を10%にする、そして原発を流出し、再稼働をさせようとしています。

国道6号全線開通のニュースが流れました。でも、線量が高いため車から出たはいいけないのだそうです。

時を同じくして、福島から電話がありました。お彼岸の中日、9月23日に婆ちゃんの納骨をする電話でした。帰還困難区域なので、許可された人しか入れず、防衛服も限られているので、自分たちだけで納骨するから来なくてもいい、との電話でした。母親の納骨にも立ち会えない夫を見てました。

原発の事故後、現地、大熊町の施設に三日間も放置され、電気も何もない寒い中、おむつもされっぱなし、自衛隊に救助されたものの亡くなった母を思うと、憤りが募るばかりです。あれから3年半、納骨で一段落です。

議会活動をするようになって、相変わらず私は24時間体制です。これまでも是々非々として対応してきました。平成25年度の大きな是は、学校給食の地場産野菜の使用率が、県内最下位から全県トップになったこと。生産者が当初6人から20人、そして余剰野菜は市場にも出荷するようになったこと。皆さんがやる気十分で、見ていて楽しくなってきました。これは最大の是だと思います。

そして非は、むらくもの滝への林道の未舗装です。浦大町には時折、他県ナンバーの車がきます。手の空いている時は、浦城趾の駐車場まで案内をしています。

過日、むらくもの滝まで行きました。車が1台駐車してました。ススキの穂のようになったあいこや、みずの実を見ながら周囲を散策して下りる途中、昇ってきた車がありました。山登りは昇る人が最優先なのに、その車はバックして私を通してくれました。申し訳なくて、また来て欲しいと思いました。来たついでに林道沿いにある家の山を見ながら帰ってきました。

今年は国文祭があります。多くの方に来て欲しいと思います。浦城祭りの時の弁当は、開くとおかずが片寄っています。道路が悪いものだから、どうしても片寄ってしまいます。たった1キロあるか無しやの林道舗装が、どうしてできなかったのか、とても残念でなりません。

決算の委員会の中で、町の面積17平方キロメートルの中で、荒らしている山林はないかと聞きました。大場沢のことです。というのは、荒らした土地を地ごしらえをしてブナやミズナラなどを植林し、マイタケやナメコの茸の山にしたら、町が管理している山で取れた、春は山菜、秋は茸、売る場所は賑わい交流館、作業は団塊世代の私たちがいます。シルバーも良いでしょう。ということで、大場沢の質問を委員会でしたところありがとうございました。

今の自民党安倍首相の中での、25年度決算に対して、私は共産党の公認の議員として、日程10、認定第1号 平成25年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定についてを、非とさせていただきます。

議長 三戸留吉 他に討論ありませんか。
これで討論を終わります。採決します。
認定第1号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長 三戸留吉 次に、日程第11、認定第2号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第2号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定

いたしました。

次に、日程第12、認定第3号 平成25年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第3号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第4号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第4号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第5号 平成25年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第5号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第6号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第6号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、認定第7号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第7号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、佐藤代表監査委員より退席していただきます。たいへんご苦勞様でした。暫時休憩します。

(休 憩)

(佐藤代表監査委員退席)

議長 三戸留吉 再開します。
次に、日程第17 請願・陳情について採決をいたします。受理番号第9号 軽度外

傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第9号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第10号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出についての陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第10号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第11号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第11号について、委員長の報告は、請願項目の1、「骨太方針2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」を中止すること、の部分を除いて採択するという、一部採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第11号は委員長報告のとおり、請願項目の1、「骨太方針2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」を中止すること、の部分を除くこととした一部採択することに決定しました。
次に、受理番号第12号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第12号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第12号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。
以上、今定例会に付議された案件は、すべて終了しました。
これをもって八郎潟町議会9月定例会は閉会いたします。ご苦労様でした。

(午後4時 7分)